

総務省
節電実行計画

平成23年6月

総務省

目 次

I. 計画策定の背景及び計画のあらまし

- 1. 節電に係る数値目標…………… 1
属性別一覧表

II. 庁舎別の取組計画

- 1. 中央合同庁舎第2号館…………… 3
- 2. 第二庁舎（統計研修所を含む。）…………… 6
- 3. 自治大学校…………… 8
- 4. 消防庁消防大学校…………… 10
- 5. 消防庁消防大学校消防研究センター…………… 12
- 6. 関東管区行政評価局…………… 14
- 7. 関東管区行政評価局（年金記録確認千葉地方第三者委員会）…………… 16
- 8. 関東管区行政評価局（年金記録確認東京地方第三者委員会新宿事務室）…………… 18
- 9. 関東総合通信局…………… 20
- 10. 総合無線局監理システムオペレーションセンター…………… 22
- 11. 総合無線局監理システムプライマリーセンター…………… 24
- 12. アジア太平洋統計研修所…………… 26
- 13. 公害等調整委員会…………… 28
- 14. 東北総合通信局・東北管区行政評価局…………… 30
- 15. 関東総合通信局三浦電波監視センター…………… 32
- 16. 情報通信政策研究所…………… 34
- 17. 東北管区行政評価局（年金確認宮城地方第三者委員会）…………… 36
- 18. 東北管区行政評価局（青森事務所）…………… 38
- 19. 東北管区行政評価局（岩手事務所）…………… 40
- 20. 東北管区行政評価局（秋田事務所）…………… 42
- 21. 東北管区行政評価局（山形事務所）…………… 44
- 22. 東北管区行政評価局（福島事務所）…………… 46
- 23. 年金記録確認中央第三者委員会及び関東管区行政評価局（年金記録確認東京地方
第三者委員会小石川事務室）…………… 48
- 24. 関東管区行政評価局（茨城事務所）…………… 50
- 25. 関東管区行政評価局（栃木事務所）…………… 52
- 26. 関東管区行政評価局（群馬事務所）…………… 54
- 27. 関東管区行政評価局（千葉事務所）…………… 56
- 28. 関東管区行政評価局（東京事務所）…………… 57
- 29. 関東管区行政評価局（神奈川事務所）…………… 59
- 30. 関東管区行政評価局（新潟事務所）…………… 61
- 31. 関東管区行政評価局（山梨事務所）…………… 65

I. 計画策定の背景及び計画のあらまし

東日本大震災による東京電力及び東北電力管内の供給力の減少、及び夏期の電力消費の増加に対処するため、平成23年5月13日、電力需給緊急対策本部において「夏期の電力需給対策について」が発表された。

また、同対策を受けて政府の節電実行基本方針が定められ、府省毎に節電実行計画を策定し、使用最大電力を15%以上抑制することとされた。

総務省においては、これらを受けて、次のとおり東京電力及び東北電力管内の各施設について使用最大電力の抑制について計画を定めるとともに、使用最大電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組むこととする。

なお、これらの取組は、職員の勤務環境等にも配慮しつつ実施し、また、例えば昼休みの分散取得など勤務時間の弾力化等についても検討し、夏期の有給休暇の取得促進をも併せ、使用電力の抑制について効果を上げるよう努力する。

1. 節電に係る数値目標

東京電力管内及び東北電力管内に所在する主要な総務省関連施設で、政府の節電実行基本方針に基づくピーク期間・時間帯（平成23年7月から9月の（平日）の9時から20時）の使用最大電力量（kW）について、昨年実績比で15%以上の削減を実現する。

【属性別一覧表】

属性	管理官署 / 合庁等入居官署	対 象	契約電力	H22使用 最大電力 (実績値)	H23使用 最大電力 (計画値)	削減率	備考
A区分 500kw 以上	管理官署	中央合同庁舎第2号館	2248kW	2058kW	1749kW	15%	
		第二庁舎(統計研修所を含む。)	1750kW	1750kW	1400kW	20%	
		自治大学校	800kW	703kW	597kW	15%	
		消防庁消防大学校	500kW	449kW	381kW	15%	
		消防庁消防大学校消防研究センター	690kW	552kW	469kW	15%	
	合同庁舎等 入居官署	関東管区行政評価局	38.9kW	33.6kW	28.5kW	15%	
		関東管区行政評価局年金記録確認千葉地方第三者委員会	10.6kW	10.7kW	9.0kW	15%	
		関東管区行政評価局年金記録確認東京地方第三者委員会(新宿)	28.5kW	28.3kW	24.0kW	15%	
		関東総合通信局	341kW	325kW	276kW	15%	
		総合無線局監理システム オペレーションセンター	925kW	835kW	709kW	15%	ビル全体数値
		総合無線局監理システム プライマリーセンター	1400kW	1400kW	1190kW	15%	ビル全体数値
		アジア太平洋統計研修所	700kW	684kW	581kW	15%	ビル全体数値
		公害等調整委員会	61.0kW	59.0kW	47.0kW	20%	

属性	管理官署 / 合庁等入居官署	対 象	契約電力	H 2 2 使用 最大電力 (実績値)	H 2 3 使用 最大電力 (計画値)	削減率	備考
B区分		東北総合通信局・東北管区行政評価局	339kW	338kW	287kW	15%	
50kw ～ 500kw	管理官署	関東総合通信局三浦電波監視センター	103kW	103kW	87.5kW	15%	
		情報通信政策研究所	119kW	119kW	100kW	16%	
	合同庁舎等 入居官署	東北管区行政評価局(年金確認宮城地方第三者委員会)	26.4kW	25.3kW	21.5kW	15%	
		東北管区行政評価局(青森事務所)	29.1kW	18.6kW	15.8kW	15%	
		東北管区行政評価局(岩手事務所)	29.4kW	29.4kW	24.9kW	15%	
		東北管区行政評価局(秋田事務所)	7.0kW	6.4kW	5.4kW	15%	
		東北管区行政評価局(山形事務所)	12.3kW	12.3kW	10.4kW	15%	
		東北管区行政評価局(福島事務所)	17.2kW	17.2kW	14.6kW	15%	
		年金記録確認中央第三者委員会・ 関東管区行政評価局年金記録確認東京 地方第三者委員会(小石川)	133.7kW	133.7kW	113.6kW	15%	
		関東管区行政評価局(茨城事務所)	18.8kW	18.8kW	15.9kW	15%	
		関東管区行政評価局(栃木事務所)	21.4kW	21.4kW	18.2kW	15%	
		関東管区行政評価局(群馬事務所)	20.0kW	21.0kW	17.0kW	19%	
		関東管区行政評価局(千葉事務所)	15.0kW	15.0kW	12.7kW	15%	
		関東管区行政評価局(東京事務所)	32.1kW	31.6kW	26.8kW	15%	
		関東管区行政評価局(神奈川県事務所)	74.0kW	74.0kW	62.9kW	15%	
		関東管区行政評価局(新潟事務所)	21.8kW	4659kWh	3960kWh	15%	電力量 で把握
関東管区行政評価局(山梨事務所)	19.1kW	17.6kW	14.9kW	15%			

(注) 属性別等一覧表から次の3施設(関東、東北及び信越の施設である総合通信局電波監視システム)は適用除外とする。

(理由) 人命又は財産の保護や治安の維持等のための重要無線通信に妨害が発生した場合、遠隔方位測定設備等を使用し妨害源の排除を行う必要があるが、これらは当該システムにより24時間体制で電波監視を行うことで実現しているため。

Ⅱ. 庁舎別の取組計画

1. 中央合同庁舎第2号館

1 節電に係る数値目標

ピーク期間・時間帯（7月～9月（平日）の9時～20時）における使用最大電力（以下「ピーク電力」という。）を基準電力値（昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力（kW）の値）に比して15%以上の削減を実現する。また、ピーク電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

対象	契約電力	昨年のピーク電力	目標数値	削減幅
総務本省 (消防庁含む)	2,248kW	2,058kW ※1	1,749kW 以下 ※2	▲ 309kW 以上

※1 平成22年8月23日に記録

※2 $2,058\text{kW} \times (1-0.15) \approx 1,749\text{kW}$ (小数点第1位切捨て)

なお、総務省が管理官署となる中央合同庁舎第2号館全体の目標値については、次のとおりであり同様に取り組む。

対象	契約電力	昨年のピーク電力	目標数値	削減幅
中央合同庁舎第2号館	5,000kW	4,576kW ※1	3,889kW 以下 ※2	▲ 687kW 以上

※1 平成22年8月23日に記録

※2 $4,576\text{kW} \times (1-0.15) \approx 3,889\text{kW}$ (小数点第1位切捨て)

2 節電に係る具体的取組

(1) ピーク電力抑制の考え方

総務本省(消防庁を含む。以下同じ。)では、これまで、管理官署である本庁舎において、地球温暖化の防止や省エネルギーの観点から、省エネ型照明器具への交換、空調等設備へのハード・ソフト対策を講じてきた。特に、計画停電以降は、空調の停止、照明のできる限りの消灯、エレベーターの稼働台数の削減、エスカレーターの停止及び不要不急の電気製品の使用を禁止するなど節電対策の一層の徹底を図り、電力の節約に努めている。

しかしながら、夏期には空調運転等で相当程度の電力を消費すると考えられることから、以下の節電対策を基本に、ピーク電力の削減目標（基準電力値比15%以上の削減）を達成することとする。

(2) 具体的な節電対策

勤務環境等に配慮(※3)しつつ、次のとおり空調、照明等の運用をできる限り見直し(※4)、目標の消費電力内に収めることを可能とする。

なお、6月の第3週中に試行・検証を行い7月より本格実施とする。

※3 冷房中の室温を原則28度とすること及び各作業に必要な最低基準としての照度の確保等

※4 各項目かつこ内の数字は、想定される削減消費電力

〈夏季の節電対策：昨年のピーク電力記録時（８月２３日）との比較〉

※ 中央合同庁舎第２号館全体の取り組みを表示。

用途区分	対 策	節電効果 (推計)
空調	各階の給排気用空調機の稼働制御等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各階フロアを四分分割し、空調機の輪番稼働を実施 ・ LAN関係設備の空調機稼働をできる限り最小限にする ・ 高層棟用冷房機器のみで全体を冷却し、低層棟用機器は使用しない 	▲ 300kW
照明	事務照明の３分の１消灯等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務室照明の３分の１を消灯するとともに、更に照明を見直し不要箇所の管球間引きを実施 ・ 共用部分照明の可能な限りの消灯の実施 	▲ 227kW
昇降機	エレベーターの稼働台数の削減及びエスカレーター の停止 <ul style="list-style-type: none"> ・ エレベーターの稼働台数の半減 ・ エスカレーターの停止 	▲ 48kW
その他	不要不急の電気製品の使用を禁止 <ul style="list-style-type: none"> ・ トイレ便座シート機能停止 ・ エアタオル停止 ・ コーヒーメーカー、電気ポット、個人の扇風機等の使用禁止 	▲ 117kW
計		▲ 692kW

◎ 使用最大電力を超過する恐れがある場合は、上記に加え、冷房の一層の抑制運転を行うなどにより対処する。

(3) 更なる節電に向けて

目標達成を確実なものとし、更なるピーク電力の削減に向けて、中央合同庁舎第２号館の管理官署としての取り組み及び他の入居官庁の相互協力の下、総務本省の職員各自は、以下のような節電対策に取り組む。

また、使用最大電力の抑制対策が不十分な場合は、フロア単位での空調、照明等の削減が可能となるよう、例えば昼休みの分散取得など勤務時間の弾力化等についても検討し、全体としてピーク時の使用最大電力を一定レベル以下に抑制できるように努める。

- ・ パソコンの省エネ設定、未使用時のシャットダウンを徹底
- ・ プリンター、コピーの必要最低限の使用
- ・ 室内照明を必要最低限とし、こまめに消灯 等

3 進捗管理の実施

中央合同庁舎第2号館における使用電力の削減を確実にするため、庁舎管理室において電力使用量の進捗管理（1時間単位の使用電力(kW)の把握）を実施し、適宜、総務本省並びに他の入居官庁と情報共有を図る。

また、使用電力の見える化を図り、職員の節電意識の向上を図る。

2. 第二庁舎（統計研修所を含む。）

第二庁舎においては、下記の節電対策により、従前に引き続き消費電力の削減を図ることとする。

1 節電に係る数値目標

対象	契約電力	去年のピーク電力	目標数値	削減幅
第二庁舎	1,750kW	1,750kW ※1	1,400kW 以下 ※2	▲ 350kW 以上

※1 本来であれば昨年7月26日に記録した使用最大電力が基準値となるが、電気の需給契約の相手方が変更(平成23年度から)となり、使用制限の基準となる値の例外に該当するため、基準となる値は契約電力の1,750kWなる。

※2 $1,750\text{kW} \times (1-0.15) \div 1,487\text{kW}$ (小数点第1位切捨て) $< 1,400\text{kW}$ (約20%)

2 節電に係る具体的取組

以下の節電効果を目指とする。

※参考：上記目標数値に対するシミュレーション

用途区分	対 策	節電効果 (推計)
照明	間引き照明や、最小限の照明点灯徹底 等	▲ 150kW
空調	原則28度設定の徹底 (共有部分は空調を入れない) 等	▲ 50kW
その他	エレベーターの運転台数の削減、電気製品の使用方法による電力削減 等	▲ 150kW
計		▲ 350kW

具体的には次のとおり対応することとし、随時、節電に資するさらなる対応を検討する。

(1) 照明設備 (400 kW ⇒ 250 kW 削減目標▲150 kW)

- 執務室、廊下等は業務能率に支障のない範囲で、管球を抜くなどを実施し、照明の点灯を最小限に抑える。
- 各階トイレの照明の点灯時間の変更（センサー反応後10分点灯⇒5分点灯：センサー反応中は常時点灯）
- 庁舎1階ホール水銀灯の間引き点灯及び構内水銀灯を全消灯の実施。

(2) 空調設備 (750 kW ⇒ 700 kW 削減目標▲50 kW)

- 7月から9月は毎朝8時から実施していた冷房の準備作業を7時30分に前倒し、冷房運転の開始時間を外気温に応じ調整する。
- 冷房延長は原則中止とするが、必要な場合は日々の届け出により別途対応とする。
- 早朝に送風及び換気を稼働し、庁舎のクールダウンを実施する。
- 個別パッケージエアコンはサーバー室等必要な場所を除き主電源をOFFとして使用を停止する。

- 扇風機等個別の空調機器の使用は原則禁止とする。
- 電力の削減が厳しい場合は、空調機の輪番稼働等の運用を実施し、さらなる使用電力の削減を図る。

(3) その他 (600 kW ⇒ 450 kW 削減目標▲150 kW)

- エレベーターは登庁時間帯及び昼休みの時間帯を除き2台（人荷物用含む）を終日稼働とする。
- 各階トイレの暖房便座及び温水洗浄便座は使用停止とする。
- 冷蔵庫、電気ポット等家電機器の使用については、各課において使用を制限するなど積極的に使用電力の削減を図る。
- 不要不急な電気器具（特に個人所有の家電品）の使用は禁止とする。
- サーバー及びOA機器については、関係各課と協力し節電モード等の利用を推進し電力の削減に努める。

- ◎ 使用最大電力を超過する恐れがある場合は空調設備の運転を停止する。

3. 自治大学校

1 節電に係る数値目標

ピーク期間・時間帯（7月～9月（平日）の9時～20時）における使用最大電力（以下「ピーク電力」という。）を基準電力値（昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力（kW）の値に比して15%以上の削減を実施する。また、ピーク電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

対象	契約電力	昨年のピーク電力	目標数値	削減幅
自治大学校	800kW	703kW ※1	597kW 以下 ※2	▲ 106kW 以上

※1 平成22年8月25日に記録

※2 $703\text{kW} \times (1 - 0.15) \approx 597\text{kW}$ （小数点第1位切捨て）

2 節電に係る具体的取組

自治大学校においては、職員の勤務、研修生の学習環境等に配慮しつつ、空調、照明等の運用をできる限り見直し、以下の取組を進める中で目標の使用電力内に収めることとする。

(1) 具体的な節電対策

ア 空調に係る節電

- ・冷房中の室温を原則28度とすることの徹底（廊下など共用部分には、空調を入れない）
- ・ブラインドの適切な調整
- ・空調による使用電力を抑制するため、大教室、講堂等の大規模な部屋は原則使用しない
- ・クールビズの徹底

イ 照明に係る節電

- ・職員の勤務、研修生の学習に必要な最低基準としての照度を確保した上での照明の削減（蛍光灯の間引き等）
- ・執務室内の昼休み等の消灯の徹底
- ・廊下等共用部分の蛍光灯の間引き

ウ エレベーター等に係る節電

- ・エレベーターの運転台数の削減、階段利用の促進
- ・自動販売機の消灯要請

エ O A機器、その他の機器に係る節電

- ・使用していないO A機器等の電源プラグを抜くことに等による待機電力の削減
- ・プリンター、コピー機、FAX の稼働台数の削減等
- ・電気ポット、コーヒーマーカー等の原則使用停止
- ・契約更新時又は買換え時におけるエネルギー消費の少ない機器の採用

オ 電力使用状況の職員、研修生への周知

- ・前日の使用最大電力を職員、研修生向けに掲示する等の電力使用状況「見える化」の推進
- ・目標数値を超える状況が想定される場合、一斉放送等で職員・研修生に空調の停止等を連絡し対応

カ ワークスタイルの変革につながる取組

- ・ 超過勤務の一層の縮減
 - ・ 一斉休暇の取得促進（年次休暇、夏期休暇の取得を強力に推進）
- キ 節電に資する設備の設置等に係る検討
- ・ 太陽光発電設備等の活用（最大35kW）、拡充の検討
 - ・ 二重窓、遮光シート等断熱・日射遮蔽性の高い建具、ガラス等の導入

○上記取組を行い、以下の節電効果为目标とする

用途区分	対 策	節電効果 (推計)
空調	原則28度設定の徹底 (共有部分は空調を入れない) 等	▲ 70kW
照明	間引き照明や、最小限の照明点灯徹底 等	▲ 20kW
その他	エレベーターの運転台数の削減、電気製品の 使用方法による電力削減 等	▲ 20kW
計		▲ 110kW

(2) 夏期の異常高温等への対応

自治大学校の空調設備は、冷温水発生機5台(ガス熱源2台(使用最大電力:56kW/台)、電気3台(使用最大電力:109kW/台))を使用している。「(1) 具体的な節電対策」に掲げた取組を行うことにより、目標の使用電力内に収めることが可能と考えているが、夏期の異常高温等により目標数値を超える状況が想定される場合には、冷温水発生器の一部を緊急停止させることにより、ピーク電力の抑制が可能である。

3 進捗管理の実施

- ・ 自治大学校における使用電力の削減を確実にするため、電力使用量の進捗管理を実施し、自治大学校職員、全国からの研修生に対し、情報共有を図ることにより、節電意識の向上を図る。
- ・ 7～9月を実施期間とし、実施期間後、節電実績を取りまとめ公表する。

4. 消防庁消防大学校

1 節電に係る数値目標

ピーク期間・時間帯（7月～9月（平日）の9時～20時）における使用最大電力（以下「ピーク電力」という。）を基準電力値（昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力（kW）の値）に比して15%以上の削減を実現する。また、ピーク電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

対象	契約電力	昨年のピーク電力	目標数値	削減幅
消防大学校内施設	500kW	449kW ※1	381kW 以下 ※2	▲ 68kW 以上

※1 平成22年8月25日に記録

※2 $449\text{kW} \times (1 - 0.15) \approx 381\text{kW}$ （小数点第1位切捨て）

2 節電に係る具体的取組

(1) ピーク電力抑制の考え方

消防大学校では、これまでも、地球温暖化の防止や省エネルギーの観点から、空調等設備の省エネ運転や照明の間引き等、節電対策を講じてきた。

しかしながら、夏期には空調運転等で相当程度の電力を消費すると考えられることから、ピーク電力を抑制するため、電力を確実に制御・管理ができる以下の節電対策を基本に、15%以上の削減目標を達成することとする。

(2) 具体的な節電対策

勤務環境等に配慮した上、下記の空調設備等を停止することにより、目標の消費電力内に収めることを可能とする。

用途区分	対策	節電効果 (推計)
空調	本館一部空調の停止	▲ 19kW
	南寮一部空調の停止	▲ 26kW
	北寮一部空調の停止	▲ 18kW
エレベーター	本館エレベーター1台の運転停止	▲ 4kW
電気温水器	本館電気温水器の運転停止	▲ 3kW
計		▲ 70kW

なお、デマンド（最大需要電力）監視により、目標の消費電力を超えることが予測される場合には、その他の空調設備等の停止を行い、目標達成を確実なものとする。

(3) 更なる節電に向けて

目標達成を確実なものとし、更なるピーク電力の削減に向けて、教職員各自は以下のような節電対策に取り組む。また、学生に対しても節電に対する理解と協力を求めることとする。

- 使用していない教室等の空調停止の徹底
- クールビズの徹底

- 使用していない教室、廊下等の消灯の徹底
- 従来型の蛍光灯及び電球を節電タイプのものに順次交換
- 未使用時のOA機器の節電モード切替の徹底及び稼働台数の削減
- 断熱・日射遮蔽性向上のため、遮光・遮熱シート等の導入の検討

3 進捗管理の実施

消防大学校における使用電力の削減を確実にするため、電力使用量の進捗管理（1時間単位の使用電力(kW)の把握）を実施し、教職員及び学生と情報共有を図ることにより、職員の節電意識の向上を図る。

- (1) 前日の使用最大電力を教職員及び学生向けに掲示する等、電力使用状況の情報共有化の推進
- (2) 目標数値を超える状況が想定された場合、一斉放送及び掲示板等で職員・学生に空調の停止等の情報を周知

5. 消防庁消防大学校消防研究センター

1 節電に係る数値目標

ピーク期間・時間帯（7月～9月（平日）の9時～20時）における使用最大電力（以下「ピーク電力」という。）を基準電力値（昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力（kW）の値）に比して15%以上の削減を実現する。また、ピーク電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

対象	契約電力	昨年のピーク電力	目標数値	削減幅
消防研究センター	690kW	552kW ※1	469kW 以下 ※2	▲ 83kW 以上

※1 平成22年8月24日に記録

※2 $552\text{kW} \times (1-0.15) \div 1.15 \approx 469\text{kW}$ （小数点第1位切捨て）

2 節電に係る具体的取組

(1) ピーク電力抑制の考え方

消防研究センターにおいては、これまでも空調設備の温度設定等の稼働管理や使用していないエリアの消灯の徹底等の節電対策を講じてきた。特に、計画停電以降実施している節電対策の徹底により、ピーク電力は減少し、大型実験装置の使用がない時のピーク電力は本年5月期（平日）は200kW前後で推移している。

しかしながら、夏期には空調運転等で相当程度の電力を消費すると考えられることから、ピーク電力を抑制するため、電力を確実に制御・管理できる以下の節電対策を基本に、15%以上の削減目標を達成することとする。

(2) 具体的な節電対策

計画的に実験を行うこととし、大型実験装置等を使用する場合は、原則として本館の空調を停止するとともに、デマンド（最大需要電力）に応じ、その他の空調設備を停止することにより、目標の消費電力内に収めることを可能とする。

※参考：昨年の月毎のピーク電力によるシミュレーション

日付	使用電力	使用施設	停止可能電力
7月26日	456kW	常時(296kW)+空調(160kW)	(今回目標数値内)
8月24日	552kW	常時(122kW)+空調(110kW)+集塵機2基(320kW)	<ul style="list-style-type: none"> ・空調を停止(▲110kW) →442kW（今回目標内） ・集塵機1基を停止(▲160kW) →392kW（今回目標内）
9月3日	535kW	常時(105kW)+空調(110kW)+集塵機2基(320kW)	<ul style="list-style-type: none"> ・空調を停止(▲110kW) →425kW（今回目標内） ・集塵機1基を停止(▲160kW) →375kW（今回目標内）

(3) 更なる節電に向けて

目標達成を確実なものとし、更なるピーク電力の削減に向けて、庶務課及び職員各自は、以下のような節電対策に取り組む。

- ・ 空調を使用するのは、必要な箇所、必要な時間だけにする。
- ・ 使用していないエリア（会議室・廊下等）は消灯を徹底する。
- ・ 長時間席を離れる時は、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。
- ・ コピー機を使用しない時は、節電モードに切り替える。
- ・ 原則としてエレベーターを使用停止にする。

3 進捗管理の実施

消防研究センターにおける使用電力の削減を確実にするため、庶務課において電力使用量の進捗管理（30分単位の使用電力(kW)の把握）を実施し、目標電力を超える恐れがある場合には、迅速に目標電力以下に抑制できる体制を整える。

また、職員全体の節電意識の向上を図る。

6. 関東管区行政評価局

1 節電に係る数値目標

ピーク期間・時間帯（7月～9月（平日）の9時～20時）における使用最大電力（以下「ピーク電力」という。）を基準電力値（昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力（kW）の値）に比して15%以上の削減を実現する。また、ピーク電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

対象	契約電力	昨年のピーク電力	目標数値	削減幅
関東管区行政評価局	38.9kW ※1	33.6kW ※2	28.5kW 以下 ※3	▲ 5.1kW 以上

※1 当局は、合同庁舎の入居官署であるため、電力使用量のピークを記録した当日の電力使用比率（1.298%）を合同庁舎の3,000kWに乗じて算出

※2 平成22年7月22日に記録

合同庁舎全体のピーク時の電力使用量2,590kWに※1の電力使用比率を乗じて算出

※3 $33.6\text{kW} \times (1-0.15) \approx 28.5\text{kW}$ （小数点第2位切捨て）

2 節電に係る具体的取組

(1) ピーク電力抑制の考え方

当局が入居している当庁舎は、空調自動制御システム等を備えた庁舎である。また、地球温暖化の防止や省エネルギーの観点から、これまでに当庁舎の管理官署が、入居官署と協力し照明器具の使用数量の間引き及びエレベーター運転台数の調整等の対策を講じてきた。

しかしながら、今年の夏期には空調運転等で相当程度の電力を消費すると考えられることから、ピーク電力を抑制するため、電力の使用割合が高く、合同庁舎の入居官署として確実に制御・管理ができる以下の節電対策を基本に、15%以上の削減目標を達成することとする。

(2) 具体的な節電対策

勤務環境等に配慮した上、専用部分の照明の使用箇所をできる限り見直し、目標の消費電力内に収めることを可能とする。

〈夏季の節電対策：昨年のピーク電力記録時（7月22日）との比較〉

用途区分	対象機器	対策	節電効果 (推計)
照明	事務室照明	蛍光管間引き（大）（184本） 蛍光管間引き（小）（26本） ダウンライト間引き（18本）	▲ 6.79kW

※ 蛍光管等1本の消費電力は、大32W、小16W、で換算、ダウンライト1本27Wで換算

(3) 更なる節電に向けて

目標達成を確実なものとし、更なるピーク電力の削減に向けて、職員各自に対する電力削減の意識の向上を図るとともに以下のような節電対策に取り組む。

- ・ 残業等による正規の時間外に室内照明を利用する際は、使用箇所を必要最低限とする。

- ・ パソコンの使用休止時間に応じて「スリープ機能」「シャットダウン機能」の活用をする。
- ・ プリンターの使用台数の集約化等を実施する
- ・ 電気ポット使用の際は、給湯器で沸騰させた湯を利用することにより、使用電力を抑制する。
- ・ 使用していないテレビ等の電気機器のコンセントは抜く。 等

3 進捗管理の実施

本庁舎における使用電力の削減を確実にするため、庁舎管理室において把握している電力使用量の情報共有を図ることにより、職員の節電意識の向上を図る。

7. 関東管区行政評価局（年金記録確認千葉地方第三者委員会）

1 節電に係る数値目標

ピーク期間・時間帯（7月～9月（平日）の9時～20時）における使用最大電力（以下「ピーク電力」という。）を基準電力値（昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力（kW）の値）に比して15%以上の削減を実現する。また、ピーク電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

対象	契約電力	昨 年 の ピーク電力	目標数値	削減幅
関東管区行政評価局 (年金記録確認千葉地方第三者委)	10.6kW ※1	10.7kW ※2	9.0kW 以下 ※3	▲ 1.7kW 以上

※1 当局は、民間ビル入居の官署であるため、地上1階及び地上10階の総面積(11,037.8㎡)に占める当室の占有面積(396.7㎡)の割合(3.6%)を入居民間ビルの契約電力1,397kWに乗じて算出

※2 平成22年8月18日に記録

民間ビル全体のピーク時の電力使用量1,411kWに※1の電力使用比率を乗じて算出

※3 $10.7\text{kW} \times (1 - 0.15) \approx 9.0\text{kW}$ (小数点第2位切捨て)

2 節電に係る具体的取組

(1) ピーク電力抑制の考え方

事務室においては、これまで、地球温暖化の防止や省エネルギーの観点から、ビル管理会社の取組に協力するとともに、室内の空調設定、電化製品やOA機器の省エネ対策を講じてきた。特に、計画停電以降実施している節電対策の徹底により、ピーク電力は減少し、本年4月期（平日）は5.9kW前後で推移している。

しかしながら、夏期には空調運転等で相当程度の電力を消費すると考えられることから、ピーク電力を抑制するため、以下の節電対策を基本に、15%以上の削減目標を達成することとする。

(2) 具体的な節電対策

勤務環境等に配慮した上、空調、照明等の運用をできる限り見直し、目標の消費電力内に収めることを可能とする。

〈夏季の節電対策：昨年のピーク電力記録時（8月18日）との比較〉

用途区分	対象機器	対策	節電効果 (推計)
空調	空調機	設定温度を2℃高くし28℃とする。	▲ 0.795kW
照明	事務室内照明(蛍光灯)	消灯(19本)	▲ 0.608kW
OA機器	複写機	昼休み時間(12時～13時)停止(3台中2台)	▲ 0.045kW

	プリンター	昼休み時間(12時～13時) 停止(2台)	▲ 0.035kW
	パソコン	昼休み時間(12時～13時) 停止(78台中50台)	▲ 0.156kW
その他	電気ポット等	使用を2時間に制限(3台)	▲ 0.067kW
	冷蔵庫	温度設定を「強」から「中」 以下に設定	▲ 0.040kW
計			▲ 1.746kW

(3) 更なる節電に向けて

目標達成を確実なものとし、更なるピーク電力の削減に向けて、ビル管理会社の相互協力の下、職員各自は、以下のような節電対策に取り組む。

また、使用最大電力の抑制対策が不十分な場合は、フロア単位での空調、照明等の削減が可能となるよう、勤務時間の弾力化等についても検討し、全体としてピーク時の使用最大電力を一定レベル以下に抑制できるように努める。

- ・ すべてのパソコンを省エネ設定にするとともに、未使用時のシャットダウンを徹底
- ・ プリンター、コピーの必要最低限の使用
- ・ 事務室内コンセントに扇風機等の接続を禁止
- ・ 室内照明を必要最低限とし、こまめに消灯 等

3 進捗管理の実施

本庁舎における使用電力の削減を確実にするため、庁舎管理室において電力使用量の進捗管理(1時間単位の使用電力(kW)の把握)を実施し、適宜、ビル管理会社と情報共有を図ることにより、職員の節電意識の向上を図る。

8. 関東管区行政評価局（年金記録確認東京地方第三者委員会新宿事務室）

1 節電に係る数値目標

ピーク期間・時間帯（7月～9月（平日）の9時～20時）における使用最大電力（以下「ピーク電力」という。）を基準電力値（昨年の同期間・時間帯の1時間単位のピーク電力）に比して15%以上の削減を実現する。また、ピーク電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

対象	契約電力	昨年のピーク電力	目標数値	削減幅
関東管区行政評価局 (年金記録確認東京地方第三者委)	28.5kW ※1	28.3kW ※2	24.0kW 以下 ※3	▲ 4.3kW 以上

※1 当局は、民間ビル入居の官署であるため、ピーク月（8月）のビル総使用量（882,800kwh）に占める当室の電力使用量（10,537kwh）の割合（1.19%）を入居民間ビルの契約電力2,400KWに乗じて算出

※2 平成22年8月23日に記録

民間ビル全体のピーク時の電力使用量2,384KWに※1の電力使用比率を乗じて算出

※3 $28.3\text{kW} \times (1 - 0.15) \approx 24.0\text{kW}$ （小数点第2位切捨て）

2 節電に係る具体的取組

(1) ピーク電力抑制の考え方

事務室においては、これまで、地球温暖化の防止や省エネルギーの観点から、ビル管理会社の各種取組に協力するとともに、独自に室内の空調、照明やOA機器についての省エネルギー対策を講じてきた。

しかしながら、夏期には空調運転等で電力消費が高まると考えられることから、ピーク電力を抑制するため、以下の節電対策を講じ、15%以上の削減目標を達成することとする。

(2) 具体的な節電対策

職員の勤務環境等に配慮した上で、空調、照明等の使用を可能な限り見直し、目標の消費電力内に収めることを可能とする。

<昨年のピーク電力との比較>

用途区分	対象機器	対策	節電効果 (推計)
空調	空調機（個別）	17台中9台を稼働停止	▲ 2.8kw
照明	事務室照明	360本中50本を間引き	▲ 1.6kw
計			▲ 4.4kw

(3) 更なる節電に向けて

更なるピーク電力の削減を行い、目標達成を確実なものとするため、ビル管理会社の協力を得つつ、事務室全体として以下の節電対策に取り組む。

- すべてのパソコンについて、未使用時のシャットダウンを徹底

- ・ 複合機の必要最低限の使用
- ・ シュレッダーの必要最低限の使用
- ・ トイレの温水洗浄機能及びジェットタオルの停止
- ・ 電子レンジの使用制限
- ・ 日射を遮るためのブラインドの活用

3 進捗管理の実施

当事務室の入居ビルには1時間単位の使用電力値を管理できる体制、設備が整っておらず、東京電力でも、月1回以上の頻度で検針を行う対応はしないとのこと。このため、毎月の検針結果から月ごとのピーク値の把握を行うとともに、節電対策の徹底について常時監視、注意喚起すること等により、削減目標を達成することとする。

9. 関東総合通信局

1 節電に係る数値目標

ピーク期間・時間帯（7月～9月（平日）の9時～20時における使用最大電力（以下「ピーク電力」という）を基準電力値（昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力（kW）の値）に比して15%以上の削減を実現する。また、ピーク電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

対象	契約電力	昨年のピーク電力	目標数値	削減幅
九段合同庁舎	341kW	325kW ※1	276kW 以下 ※2	▲ 49kW 以上

※1 平成22年8月17日に記録

※2 $325\text{kW} \times (1-0.15) \approx 276\text{kW}$ （小数点第1位切捨て）

2 節電に係る具体的取組

(1) ピーク電力抑制の考え方

九段合庁においては、これまで、地球温暖化の防止や省エネルギーの観点から、空調機械の効率運用、人感センサーによる照明器具の点灯時間調整などの対策を講じてきた、特に、計画停電以降実施している節電対策の徹底により、ピーク電力は減少し、本年4月期（平日）は223kW前後で推移している。

しかしながら、夏期には空調運転等で相当程度の電力を消費すると考えられることから、ピーク電力を抑制するため、関東総合通信局として実施可能な以下の節電対策を基本に15%以上の削減目標を達成することとする。

(2) 具体的な節電対策

勤務環境等に配慮した上、空調、照明等の運用をできるだけ見直し、目標の消費電力内に収めることを可能とする。

ア 空調に係る節電

- ・冷房中の室温を原則28度とすることの徹底
- ・ブラインドの適切な調整
- ・節電にも役立つクールビズの徹底
- ・サーバー室等個別空調機器の適切な温度設定
- ・熱中症の予防や対策の周知

イ 照明に係る節電

- ・各作業に必要な最低基準としての照度を確保しつつ、照明の大幅な削減

ウ O A機器、その他の機器に係る節電

- ・使用していないO A機器等の電源プラグを抜くこと等による待機電力の削減

エ 共用部分に係る節電

- ・エレベーターの運転台数の削減、階段利用の促進
- ・暖房便座、温水洗浄便座の停止
- ・冷水器の停止
- ・自動販売機の消灯要請

〈夏期の節電対策：昨年のピーク電力記録時（8月17日）との比較〉

使用区分	対象機器	対策	節電効果 (推計)
空調	エアコン	冷房中の室温を原則 28 度	▲ 23kW
OA機器	パソコン	待機電力の削減	▲ 4kW
	プリンター・コピー機	稼働台数の削減	▲ 2kW
照明	廊下	1/3 点灯	▲ 1kW
	エレベーターホール	1/4 点灯	▲ 1kW
	事務室	65%の照度	▲ 5kW
共用	エレベーター	4・8・9号機停止	▲ 10kW
	自動販売機	消灯	▲ 1kW
	冷水器	停止	▲ 1kW
	トイレ	便座加温中止	▲ 1kW
計			▲ 49kW

この結果、想定ピーク電力は、276kW（325kW－49kW）となる。

(3) 更なる節電に向けて

目標設定を確実なものとするため、行政サービスと業務効率の水準維持や職員の健康と福祉に留意しつつ、更なるピーク電力の削減に向けて、以下の節電対策に取り組むこととする。

- ・ 超過勤務の一層の縮減（定時退庁の徹底）
- ・ 待機電力の削減を図り、各自のパソコンのコンセントが確実に抜かれているか確認できるスイッチ付き、テーブルタップを全パソコンに接続する
- ・ プリンター、コピーの必要最小限の使用
- ・ コピー機やプリンターが複数ある場合には、使用頻度が少ない残業時間帯に、可能なものを電源オフにする。
- ・ 室内の照明を必要最小限とし、こまめな照度の調節（照度は原則65%までとする）

3 進捗管理の実施

九段合同庁舎における関東総合通信局の使用電力の削減を確実にするため、電力使用量の進捗管理（1日単位の使用電力（kW）の把握）を実施し、適宜、局内連絡会議において、情報共有を図ることにより、職員の節電意識の向上を図る。

10. 総合無線局監理システムオペレーションセンター

1 節電に係る数値目標

ピーク期間・時間帯（7月～9月（平日）の9時～20時）における使用最大電力（以下「ピーク電力」という。）を基準電力値（昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力（kW）の値）に比して15%以上の削減を実現する。また、ピーク電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

なお、オペレーションセンターは、民間の建物の一部を間借りしていることから、同センターの電力使用量のみを定量的に把握することができないため、同基本方針を踏まえ、契約電力の対象である建物全体の使用電力値を把握することで数値目標の達成度を確認することとする。

対象	契約電力	昨年のピーク電力	目標数値	削減幅
オペレーションセンター	925kW ※1	835kW	709kW 以下 ※2	▲ 126kW 以上

※1 平成22年8月17日に記録（オペレーションセンターを含む建物全体としての契約電力）

※2 $835\text{kW} \times (1 - 0.15) \doteq 709\text{kW}$

2 節電に係る具体的取組

(1) ピーク電力抑制の考え方

オペレーションセンターは、総合無線局監理システムのメインコンピュータ機器を設置するプライマリセンター及びバックアップセンターを通信ネットワークを介して遠隔監視・遠隔制御するためのサーバーを設置するサーバールームと事務室とに区分設置されており、サーバールームについては機器類の安定稼働のための温度設定・管理（必要最低限の温度冷却）を徹底するとともに、ルーム入室時のみ点灯する照明器具についても現行の5割程度に縮減させる。

また、事務室内においては、照明器具の点灯を現行の7割程度に縮減するほか、パソコン、大型モニター、プリンター、コピー機等のOA機器類は省エネモードとなるよう設定することで、昨年度のピーク電力に対して15%以上の電力削減に向けて取り組む。

(2) 具体的な節電対策

勤務環境等に配慮した上、空調、照明等の運用をできる限り見直し、目標の消費電力内に収めることを可能とする。

〈夏季の節電対策：昨年のピーク電力記録時（8月17日）との比較〉

用途区分	対象機器	対策	節電効果 (推計)
照明	サーバールーム内照明	蛍光灯の間引き（現行本数5割程度）	▲ 0.6kW
	事務室内照明	蛍光灯の間引き（現行本数の3割程度）	▲ 0.6kW
空調	サーバールーム空調機	24度設定／使用制限	▲ 2.0kW
	事務室空調機	28度設定／使用制限	
その他	OA機器等	省エネモード設定	▲ 1.3kW
計			▲ 4.5kW

(参考：建物全体の主な節電対策)

用途区分	対象機器	対策	節電効果 (推計)
照明	共用部	蛍光灯の間引き(現行の2.5割)	▲ 7.5kW
空調	エントランス用	停止	▲ 13.2kW
	各テナント部	使用制限	▲ 75kW以上
昇降機	エレベーター	1機停止	▲ 30.0kW
計			▲ 125.7kW

(3) 更なる節電に向けて

照明機器の更なる節電に向けて、サーバールーム内での入室作業を極力控える。

3 進捗管理の実施

オペレーションセンターにおける使用電力の節電を着実に実施するため、建物の管理業者から電力使用量の数値データを随時入手し、建物全体の電力使用量(1時間単位の使用電力量)を基に電力使用量の推移を把握し、数値目標の達成度合いを確認する。これにより、必要に応じて同建物の管理業者及び他のテナントとの連携を図りながら節電対策を補強する。

1 1. 総合無線局監理システムプライマリーセンター

1 節電に係る数値目標

ピーク期間・時間帯（7月～9月（平日）の9時～20時）における使用最大電力（以下「ピーク電力」という。）を基準電力値（昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力（kW）の値）に比して15%以上の削減を実現する。また、ピーク電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

なお、プライマリーセンターは、民間の建物の一部を間借りしていることから、同センターの電力使用量のみを定量的に把握することができないため、同基本方針を踏まえ、契約電力の対象である建物全体の使用電力値を把握することで数値目標の達成度を確認することとする。

対象	契約電力	昨年のピーク電力	目標数値	削減幅
プライマリーセンター	1,400kW ※1	1,400kW	1,190kW 以下 ※2	▲ 210kW 以上

※1 平成22年8月6日に記録（プライマリーセンターを含む建物全体としての契約電力）

※2 $1,400\text{kW} \times (1-0.15) \approx 1,190\text{kW}$

2 節電に係る具体的取組

(1) ピーク電力抑制の考え方

プライマリーセンターは、総合無線局監理システムのメインコンピュータ機器を設置するサーバーールームと事務室とに区分設置されており、サーバーールームについては機器類の安定稼働のための温度設定・管理（必要最低限の温度冷却）を徹底するとともに、ルーム入室時のみ点灯する照明器具についても現行の5割程度入室時間を縮減させる。

また、事務室内においては、照明器具の点灯を現行の7割程度に縮減するほか、パソコン、大型モニター、プリンター、コピー機等のOA機器類は省エネモードとなるよう設定することで、昨年度のピーク電力に対して15%以上の電力削減に向けて取り組む。

(2) 具体的な節電対策

勤務環境等に配慮した上、空調、照明等の運用をできる限り見直し、目標の消費電力内に収めることを可能とする。

〈夏季の節電対策：昨年のピーク電力記録時（8月6日）との比較〉

用途区分	対象機器	対策	節電効果 (推計)
照明	サーバーールーム内照明	点灯時間を5割削減	▲ 3.1kW
	事務室内照明	蛍光灯の間引き（21本）	▲ 0.72kW
空調	事務室空調機	28度設定／使用制限	▲ 11.3kW
その他	OA機器等	省エネモード設定	▲ 0.03kW
計			▲ 15.15kW

(参考：建物全体の主な節電対策（上記対策を含む）)

用途区分	対象機器	対策	節電効果 (推計)
照明	事務室内照明	蛍光灯の間引き (334 本)	▲ 11.4kW
	事務室内照明	蛍光灯消灯 (262 本)	▲ 8.8kW
	事務室内照明	調光 (50~55%)	▲ 4.9kW
昇降機	エレベーター	使用制限	▲ 2.0kW
空調	事務室空調機	28 度設定／使用制限	▲ 177.6kW
その他	温水器・自動販売機	停止	▲ 2.6kW
	洗面所	節電モード切替	▲ 1.5kW
	OA機器等	省エネモード設定	▲ 1.2kW
計			▲ 210.0kW

(3) 更なる節電に向けて

照明機器の更なる節電に向けて、サーバールーム内での入室作業を極力控える。

3 進捗管理の実施

プライマリセンターにおける使用電力の節電を着実に実施するため、建物の管理業者から電力使用量の数値データを随時入手し、建物全体の電力使用量（1時間単位の使用電力量）を基に電力使用量の推移を把握し、数値目標の達成度合いを確認する。これにより、必要に応じて同建物の管理業者及び他のテナントとの連携を図りながら節電対策を補強する。

1 2. アジア太平洋統計研修所

1 節電に係る数値目標

ピーク期間・時間帯（7月～9月（平日）の9時～20時）における使用最大電力（以下「ピーク電力」という。）を基準電力値（昨年の同期間・時間帯の1時間単位のピーク電力）に比して15%以上の削減を実現する。また、ピーク電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

対象	契約電力	昨年のピーク電力	目標数値	削減幅
アジア太平洋統計研修所	700kW ※1	684kW ※2	581kW 以下※3	▲103kW 以上

※1 当研修所は、ビル所有者が所有する3棟のうち、4階建て本館の4階フロアを占有。当研修所を含む建物全体としての契約電力。

※2 平成22年8月18日に記録

※3 $684\text{kW} \times (1 - 0.15) \doteq 581\text{kW}$ （小数点第1位切捨て）

2 節電に係る具体的取組

(1) ピーク電力抑制の考え方

アジア太平洋統計研修所においては、これまで地球温暖化の防止や省エネルギーの観点から、不要な照明を消灯、コピー・プリンター複合機等機器の節電モードへの切り替え等省エネ対策を講じてきた。

特に計画停電以降実施している節電対策の徹底により、本年3月、4月の2月について当研修所の占有部分の電力量を昨年同月と比較したところ3月は、30%、4月は、47%の削減となっている。

しかしながら、当研修所においては、夏季に複数の研修コースを実施するため、PC等機器による電力使用量の増加が予想されるが、以下の当ビル管理者側の節電対策を参考に15%以上の電力削減に向けて取り組むこととする。

(2) 具体的な節電対策

勤務環境等に配慮した上、空調、照明等の運用をできる限り見直し、目標の消費電力内に収めることを可能とする。

建物全体における平日9～20時の最大電力削減量（一日）

用途区分	対象機器	節電対策	節電効果 (推計)
照明	照明器具	廊下他室内及び外灯等屋外照明消灯	▲ 56kW
空調	空調設備	エアコン温度設定 28℃	▲ 56kW
エレベーター	エレベーター	運転台数半減	▲ 0.8kW
自動販売機	照明部分	消灯及びピーク時間帯の冷却機能停止	▲ 5kW
事務機器等	給湯器	使用停止	▲ 7kW
	温水便座	停止又はパワーセーブ	▲ 11kW
計			▲135.8kW

(3) 更なる削減に向けて

更なるピーク電力の削減に向けて、ビル管理者側との相互協力の下、職員各自は意識を持って節電対策に取り組み、全体としてピーク時の使用最大電力を一定レベル以下に抑制できるよう努める。

- ・ 複合機、プリンター等、節電モードの強化、シャットダウンを徹底
- ・ コピー機の必要最低限の使用
- ・ 室内外照明を必要最低限とし、こまめに消灯 等

3 進捗管理の実施

当研修所における使用電力の削減を確実にするため、ビル管理者において把握している電力使用量の情報共有を図ることにより、職員の節電意識の向上を図る。

13. 公害等調整委員会

1 節電に係る数値目標

ピーク期間・時間帯（7月～9月（平日）の9時～20時）における使用最大電力（以下「ピーク電力」という。）を基準電力値（昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力（kW）の値）に比して20%以上の削減を実現する。また、ピーク電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

対象	契約電力	昨年のピーク電力	目標数値	削減幅
中央合同庁舎第4号館 (公害等調整委員会)	61.0kW	59.0kW ※1	47.0kW 以下 ※2	▲ 12.0kW 以上

※1 平成22年7月26日に記録

※2 $59\text{kW} \times (1-0.15) \doteq 50.1\text{kW}$ （小数点第2位切捨て） $< 47.0\text{kW}(20\%)$

2 節電に係る具体的取組

(1) ピーク電力抑制の考え方

中央合同庁舎第4号館では、これまでも、地球温暖化や省エネルギーの観点から、空調機械の効率運用、人感センサーによる照明器具の点灯時間調整、共用部分の照明の照度調整、一部消灯やエレベーターの稼働台数の削減等、節電対策を講じてきた。

しかしながら、夏期には空調運転等で相当程度の電力を消費すると考えられることから、ピーク電力を抑制するため、電力を確実に制御・管理ができる以下の節電対策を基本に、20%以上の削減目標を達成することとする。

(2) 具体的な節電対策

ア 空調に係る節電

- ・ 冷房中の室温を原則28度とすることの徹底
- ・ ブラインドの適切な調整

イ 照明に係る節電

- ・ 執務室は日中の蛍光灯の消灯を原則とし、勤務環境等に配慮するため、節電効果の高いLEDデスクライトを導入
- ・ 夜間の室内照明を必要最低限とし、部分消灯の徹底

ウ O A機器、その他の機器に係る節電

- ・ パソコンの輝度調整及び省電力モードの設定
- ・ O A機器（コピー機、プリンター等）の節電・低電力モード切替の徹底、未使用時の機器等の電源プラグを抜くこと等による待機電力の削減
- ・ 出退表示インジケータの全停止
- ・ 温水洗浄便座の保温運転の停止
- ・ 電気ポットの集約化、電子レンジ等の必要最小限の使用

エ 共用部分に係る節電

- ・ エレベーターの運転台数の大幅削減、階段利用の促進
- ・ 廊下、エレベーターホール等共用部分照明の可能な限りの消灯及び照度調整

- ・ 自動販売機の消灯要請

〈夏季の節電対策：昨年のピーク電力記録時（7月26日）との比較〉

使用区分	対象機器	対策	節電効果 (推計)
照明	事務室	日中消灯、夜間 1/2 消灯、LED 導入	▲ 14kW
	廊下	1/2 点灯、85%の照度調整	▲ 1kW
	エレベーターホール	日中消灯、夜間 1/2 点灯	▲ 1kW
OA機器	パソコン	輝度調整、省電力モード設定	▲ 1kW
	その他OA機器	低電力モード設定、待機電力削減	▲ 1kW
その他	インジケーター	全て停止	▲ 1kW
	電化製品等	集約化や停止等	▲ 1kW
共用	空調	原則 28 度設定の徹底	不明
	エレベーター	13 機中 8 機停止	
	トイレ	保温運転停止	
計			▲ 20kW+ α

(3) 更なる節電に向けて

目標設定を確実なものとするため、更なるピーク電力の削減に向けて、以下の節電対策に取り組むこととする。

- ・ 定時退庁の徹底等超過勤務の一層の縮減
- ・ パソコンの未使用時のスリープ機能活用やシャットダウンの徹底等
- ・ スイッチ付きテーブルタップを導入し、電化製品の未使用時の待機電力のより一層の削減を図る
- ・ プリンター、コピー、シュレッダーの必要最小限の使用
- ・ 卓上型扇風機等の使用禁止

3 進捗管理の実施

合同庁舎第4号館における公害等調整委員会の使用電力の削減を確実にするため、管理官庁（財務省）や他の入居官署と連携し、電力使用量の進捗管理や節電対策の情報交換等を行い、適宜、職員に周知するなど、情報共有を図ることにより、職員の節電意識の向上を図る。

1 4. 東北総合通信局・東北管区行政評価局

1 節電に係る数値目標

ピーク期間・時間帯（7月～9月（平日）の9時～20時）における使用最大電力（以下「ピーク電力」という。）を基準電力値（昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力（kW）の値）に比して15%以上の削減を実現する。また、ピーク電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

対象	契約電力	昨年のピーク電力	目標数値	削減幅
仙台第2合同庁舎	339kW	338kW ※1	287kW 以下 ※2	▲ 51kW 以上

※1 平成22年9月2日に記録

※2 $338\text{kW} \times (1 - 0.15) \approx 287\text{kW}$ （小数点第1位切捨て）

2 節電に係る具体的取組

(1) ピーク電力抑制の考え方

本庁舎においては、これまで、地球温暖化の防止や省エネルギーの観点から、不要な照明の消灯、冷房の28℃設定等の省エネ対策を講じてきた。

今般の夏期節電対策にあたり、ピーク電力を抑制するためには、電力消費の大きい冷房設備の運転時間及び設定温度の管理の徹底、また、不要な照明の消灯等さらに努める必要があると考える。

(2) 具体的な節電対策

勤務環境等に配慮した上、空調、照明等の運用をできる限り見直し、目標の消費電力内に収めることを可能とするために、「政府の節電実行基本方針」内の「(2)節電に係る具体的取組、①全府省共通取組事項」に示される取組事項等を基に、以下のとおり実施する。

① 空調に係る節電

- ・ 冷房中の室温を原則28℃とすることを徹底する。
- ・ 室温等は、窓やブラインドの開閉により適切に調整。
- ・ 個別空調機器は、設定温度を現行から1℃上昇への変更。

② 照明に係る節電

- ・ 事務室内の照明は、点灯本数の削減。（日照時、業務に支障のない範囲で1/4程度を目安）
- ・ 廊下の照明は、点灯本数の削減。（日照時における1/2程度を目安）
- ・ 消灯の徹底。（昼休みや職員不在時及び未使用時におけるトイレ・給湯室）

③ O A機器等に係る節電

- ・ パソコン、プリンター、コピー機等は、未使用時主電源OFFの徹底。
- ・ ディスプレイは、照度調整やスリープモード等の活用の徹底。
- ・ テレビは、必要最小限の使用。また、未使用時主電源OFFの徹底。

④ 家電機器に係る節電

- ・ 電気ポットは、必要最小限の使用。
- ・ コーヒーメーカーは、必要最小限の使用。（保温は禁止）
- ・ 冷蔵庫は、最低保冷温度への設定変更の徹底。

- ・ 電子レンジは、必要最小限の使用。
- ・ 冷水器は、使用停止。
- ⑤ 共用設備に係る節電
 - ・ エレベーターは、必要最小限の利用。(階段利用の促進)
 - ・ トイレの便座暖房は、使用停止。
- ⑥ 設備の節電
 - ・ 自動販売機の照明は、消灯。
 - ・ 食堂内の照明は、点灯本数の削減。(日照時、1 / 3程度を目安)

(3) 更なる節電に向けて

目標達成を確実なものとし、更なるピーク電力の削減に向けて、入居官署の相互協力の下、職員各自は、意識を持って節電対策に取り組み、全体としてピーク時の使用最大電力を一定レベル以下に抑制できるように努める。

3 進捗管理の実施

本庁舎における使用電力の削減を確実にするため、庁舎管理部署において電力使用量の進捗管理（1時間単位の使用電力(kW)の把握等）を実施し、適宜、入居官署と情報共有を図ることにより、職員の節電意識の向上を図る。

15. 関東総合通信局三浦電波監視センター

1 節電に係る数値目標

ピーク期間・時間帯（7月～9月（平日）の9時～20時における使用最大電力（以下「ピーク電力」という）を基準電力値（昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力（kW）の値）に比して15%以上の削減を実現する。また、ピーク電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

対象	契約電力	昨年のピーク電力	目標数値	削減幅
三浦電波監視センター	103kW	103kW ※1	87.5kW 以下 ※2	▲ 15.5kW 以上

※1 平成22年8月17日に記録

※2 $103\text{kW} \times (1 - 0.15) \approx 87.5\text{kW}$ （小数点第1位切捨て）

2 節電に係る具体的取組

(1) ピーク電力抑制の考え方

三浦電波監視センターにおいては、これまで、地球温暖化の防止や省エネルギーの観点から、空調機械の効率運用、照明器具の点灯時間調整などの対策を講じてきた、特に、計画停電以降実施している節電対策の徹底により、ピーク電力は減少し、本年4月期（平日）は61kW前後で推移している。

しかしながら、夏期には空調運転等で相当程度の電力を消費すると考えられることから、ピーク電力を抑制するため、実施可能な以下の節電対策を基本に15%以上の削減目標を達成することとする。

(2) 具体的な節電対策

勤務環境等に配慮した上、空調、照明等の運用をできるだけ見直し、目標の消費電力内に収めることを可能とする。

ア 空調に係る節電

- ・ 冷房中の室温を原則28度とすることの徹底
- ・ ブラインドの適切な調整
- ・ 節電にも役立つクールビズの徹底
- ・ サーバー室等個別空調機器の適切な温度設定
- ・ 熱中症の予防や対策の周知

イ 照明に係る節電

- ・ 各作業に必要な最低基準としての照度を確保しつつ、照明の大幅な削減

ウ O A機器、その他の機器に係る節電

- ・ 使用していないO A機器等の電源プラグを抜くこと等による待機電力の削減

〈夏期の節電対策：昨年のピーク電力記録時（8月17日）との比較〉

使用区分	対象機器	対策	節電効果 (推計)
空調	エアコン	冷房中の室温を原則28度	▲ 10.5kW
O A機器	パソコン	待機電力の削減	▲ 2kW

照明	廊下	1/3 点灯	▲ 2kW
	事務室	65%の照度	▲ 1kW
計			▲ 15.5kW

(3) 更なる節電に向けて

目標設定を確実なものとするため、行政サービスと業務効率の水準維持や職員の健康と福祉に留意しつつ、更なるピーク電力の削減に向けて、以下の節電対策に取り組むこととする。

- ・ 超過勤務の一層の縮減（定時退庁の徹底）
- ・ 待機電力の削減を図り、各自のパソコンのコンセントが確実に抜かれているか確認できるスイッチ付きテーブルタップを全パソコンに接続する。
- ・ プリンター、コピーの必要最小限の使用。
- ・ コピー機やプリンターが複数ある場合には、使用頻度が少ない残業時間帯に、可能なものを電源オフにする。
- ・ 室内の照明を必要最小限とし、こまめな照度の調節（照度は65%とする）

3 進捗管理の実施

三浦電波監視センターの使用電力の削減を確実にするため、電力使用量の進捗管理（1日単位の使用電力（kW）の把握）を実施し、適宜、局内連絡会議において、情報共有を図ることにより、職員の節電意識の向上を図る。

16. 情報通信政策研究所

1 節電に係る数値目標

ピーク期間・時間帯（7月～9月（平日）の9時～20時）における使用最大電力（以下「ピーク電力」という。）を、基準電力値（昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力（kW）の値）に比して16%の削減を実現する。また、ピーク電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

対象	契約電力	昨年のピーク電力	目標数値	削減幅
情報通信政策研究所	119kW	119kW ※1	100kW以下 ※2	▲ 19kW以上

※1 平成22年8月10日に記録

※2 $119\text{kW} \times (1 - 0.15) \doteq 101.1\text{kW}$ （小数点第2位切捨て） $< 100\text{kW}$ （約16%）

2 節電に係る具体的取組

(1) 使用電力を低減するための取組み

上記目標を実現するため、勤務環境等に配慮した上で、従前の運用をできる限り見直して、次の取組みに努める。

- 夏季に予定していた研修科について、実施時期を秋以降に変更する。
- 講堂の空調を抑制するため、窓を開放することとし、網戸を取り付ける。
- 執務室における空調を扇風機に代えることにより、空調を停止し又は使用時間を短縮する。
- 昼間は陽光を最大限利用することにより照明機器の使用を必要最小限とし、又は感知式照明を活用する。
- エレベーターや電気給湯器を停止する。
- この他、待機電力を低減するため、電気機器の常時通電を控え、使用終了後こまめに電源を切る。

(2) 具体的な節電効果

用途区分	対象機器	対策	節電効果 (推計)
空調	吸収式冷温水機	上記取組みにより吸収式冷温水機稼働の抑制が見込めることから、大罐ではなく小罐に切り替えて運転	▲ 3.5kW
	通信機器室空調機	予備機に切り替え	▲ 3kW
照明	通用口廊下照明	消灯	▲ 0.5kW
昇降機	エレベーター	停止	▲ 4kW
その他	電気給湯器	停止（4台）	▲ 8kW
計			▲ 19kW

この結果、ピーク電力は19kW削減した結果、100kWと想定される。

(3) 更なる節電に向けて

目標達成を確実なものとし、更なるピーク電力の削減に向けて、職員の理解・協力を得て、

次の取組みに努める。

- クールビズ、スーパークールビズに対応した衣服を着用する。
- すべてのパソコンを省エネ設定にするとともに、未使用時のシャットダウンを徹底する。
- プリンター、コピーを必要最低限に使用する。
- 室内照明を必要最低限とし、こまめに消灯する。

3 進捗管理の実施

所庁舎における使用電力の削減を確実にするため、デマンド監視装置により、電力使用量の進捗管理を実施し、目標値に近づくことが予想される場合は、アラームが鳴動するように設定する。

17. 東北管区行政評価局（年金確認宮城地方第三者委員会）

1 節電に係る数値目標

ピーク期間・時間帯（7月～9月（平日）の9時～20時）における使用最大電力（以下「ピーク電力」という。）を基準電力値（昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力（kW）の値）に比して15%以上の削減を実現する。また、ピーク電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

対象	契約電力	昨 年 の ピーク電力	目標数値	削減幅
東北管区行政評価局 (年金記録確認宮城地方第三者委)	26.4kW ※1	25.3kW ※2	21.5kW 以下 ※3	▲ 3.8kW 以上

※1 仙台第4合同庁舎契約電力358kW×(1-食堂分0.0417)×分担率0.0771=26.45kW≒26.4kW

※2 平成22年7月27日に記録。合同庁舎343kW×(1-0.0417)×分担率0.0771=25.34kW≒25.3kW

※3 25.3kW×(1-0.15)≒21.5kW(小数点第2位切捨て)

2 節電に係る具体的取組

(1) ピーク電力抑制の考え方

東北管区行政評価局年金記録確認宮城地方第三者委員会においては、これまで、地球温暖化の防止や省エネルギーの観点から、昼間休憩時間の照明器具の消灯、電化製品のこまめな電源切断、省電力機器の導入等ハード・ソフト対策を講じてきた。

しかしながら、夏期には空調運転等で相当程度の電力を消費すると考えられることから、ピーク電力を抑制するため、以下の節電対策を基本に、15%以上の削減目標を達成することとする。

(2) 具体的な節電対策

勤務環境等に配慮した上、照明等の運用をできる限り見直し、目標の消費電力内に収めることを可能とする。

〈夏季の節電対策：昨年のピーク電力との比較〉

用途区分	対象機器	対策	節電効果 (推計)
照明	事務照明	蛍光管間引き（30本）	▲ 0.96kW
OA機器	パソコン	省エネ設定、輝度調整	▲ 0.14kW
	コピー機、プリンター	各1台使用停止	▲ 2.38kW
その他	電気ポット等	使用停止、使用制限	▲ 0.32kW
計			▲ 3.8kW

(3) 更なる節電に向けて

目標達成を確実なものとし、更なるピーク電力の削減に向けて、以下のような節電対策に取

り組む。

- ・ プリンター、コピー機の必要最低限の使用
- ・ 電気ポット、電子レンジ等の必要最小限の使用
- ・ 室内照明を必要最低限とし、こまめに消灯 等

3 進捗管理の実施

使用電力の削減を確実にするため、庁舎管理官署（東北運輸局）において電力使用量の進捗管理（1時間単位の使用電力(kW)の把握）を実施し、適宜、庁舎管理庁と他の入居官署との間において情報共有を図ることにより、職員の節電意識の向上を図る。

18. 東北管区行政評価局（青森事務所）

1 節電に係る数値目標

ピーク期間・時間帯（7月～9月（平日）の9時～20時）における使用最大電力（以下「ピーク電力」という。）を基準電力値（昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力（kW）の値）に比して15%以上の削減を実現する。また、ピーク電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

対象	契約電力	昨年のピーク電力	目標数値	削減幅
青森地方合同庁舎	29.1kW ※1	18.6kW ※2	15.8kW 以下 ※3	▲ 2.8kW 以上

※1 合庁契約電力 213kW×13.7%（電気料分担率）＝29.1kW

※2 平成22年8月31日に記録。136kW×13.7%（電気料分担率）＝18.63kW

※3 18.63kW×（1-0.15）＝15.8kW（小数点第2位切捨て）

2 節電に係る具体的取組

(1) ピーク電力抑制の考え方

青森行政評価事務所においては、これまで、地球温暖化の防止や省エネルギーの観点から、省エネ対策等を講じてきた。

しかしながら、夏期には空調運転等で相当程度の電力を消費すると考えられることから、ピーク電力を抑制するため、合同庁舎の管理官署の協力とともに、以下の節電対策を基本に15%以上の削減目標を達成することとする。

(2) 具体的な節電対策

勤務環境等に配慮した上、空調、照明等の運用をできる限り見直し、目標の消費電力内に収めることを可能とする。

合同庁舎管理者側において、空調の温度設定、共用部分の事務照明の消灯及び昇降機（エレベーター）の停止による節電対策を行う。また、当事務所独自で取り組む対策としては、以下のとおりである。

用途区分	対象機器	対策	節電効果 (推計)
照明	事務照明	消灯（32W×62本）	▲ 1.984kW
事務機器	コピー機	停止	▲ 0.188kW
	プリンタ・スキャナー	停止	▲ 0.223kW
その他	電気ポット等	停止	▲ 0.053kW
	テレビ等	削減	▲ 0.066kW
	庁舎共用部分	消灯等	▲ 0.29kW
計			▲ 2.8kW

(3) 更なる節電に向けて

目標達成を確実なものとし、更なるピーク電力の削減に向けて、職員各自は、以下のような

節電対策に取り組む。

また、使用最大電力の抑制対策が不十分な場合は、フロア単位での空調、照明等の削減が可能となるよう、勤務時間の弾力化等についても検討し、全体としてピーク時の使用最大電力を一定レベル以下に抑制できるように努める。

- すべてのパソコンを省エネ設定にするとともに、未使用時のシャットダウンを徹底
- プリンター、コピーの必要最低限の使用
- 事務室内コンセントに扇風機等の接続を禁止
- 室内照明を必要最低限とし、こまめに消灯 等

3 進捗管理の実施

事務所における使用電力の削減を確実にするため、合同庁舎管理者において電力使用量の進捗管理（使用電力(kW)の把握）を実施依頼し、適宜、入居官庁と情報共有を図ることにより、職員の節電意識の向上を図る。

19. 東北管区行政評価局（岩手事務所）

1 節電に係る数値目標

ピーク期間・時間帯（7月～9月（平日）の9時～20時）における使用最大電力（以下「ピーク電力」という。）を基準電力値（昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力（kW）の値）に比して15%以上の削減を実現する。また、ピーク電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

対象	契約電力	昨年のピーク電力	目標数値	削減幅
盛岡地方合同庁舎	29.4kW ※1	29.4kW ※2	24.9kW 以下 ※3	▲ 4.5kW 以上

※1 合庁契約電力 259kW×11.35%（延床面積（各官署の専用面積＋共用部分の面積割）の割合）＝29.4kW

※2 平成22年9月1日に記録。259kW×11.35%（延べ床面積の割合）＝29.4kW

※3 29.4kW×（1-0.15）＝24.9kW（小数点第2位切捨て）

2 節電に係る具体的取組

(1) ピーク電力抑制の考え方

岩手行政評価事務所においては、これまで、地球温暖化の防止や省エネルギーの観点から、省エネ対策等を講じてきた。

しかしながら、夏期には空調運転等で相当程度の電力を消費すると考えられることから、ピーク電力を抑制するため、合同庁舎の管理官署の協力とともに、以下の節電対策を基本に15%以上の削減目標を達成することとする。

(2) 具体的な節電対策

勤務環境等に配慮した上、空調、照明等の運用をできる限り見直し、目標の消費電力内に収めることを可能とする。

合同庁舎管理者側において、空調の温度設定及び共用部分の事務照明の消灯による節電対策を行う。また、当事務所独自で取り組む対策としては、以下のとおりである。

用途区分	対象機器	対策	節電効果 (推計)
照明	事務照明	消灯（40W×16本）	▲ 0.640kW
事務機器	パソコン・プリンター	省エネ設定	▲ 1.166kW
その他	電気ポット等	使用停止	▲ 2.755kW
計			▲ 4.561kW

(3) 更なる節電に向けて

目標達成を確実なものとし、更なるピーク電力の削減に向けて、職員各自は、以下のような節電対策に取り組む。

また、使用最大電力の抑制対策が不十分な場合は、フロア単位での空調、照明等の削減が可能となるよう、勤務時間の弾力化等についても検討し、全体としてピーク時の使用最大電力を一定レベル以下に抑制できるように努める。

- すべてのパソコンを省エネ設定にするとともに、未使用時のシャットダウンを徹底
- プリンター、コピーの必要最低限の使用
- 室内照明を必要最低限とし、こまめに消灯 等

3 進捗管理の実施

事務所における使用電力の削減を確実にするため、合同庁舎管理者において電力使用量の進捗管理（使用電力(kW)の把握）を実施依頼し、適宜、入居官庁と情報共有を図ることにより、職員の節電意識の向上を図る。

20. 東北管区行政評価局（秋田事務所）

1 節電に係る数値目標

ピーク期間・時間帯（7月～9月（平日）の9時～20時）における使用最大電力（以下「ピーク電力」という。）を基準電力値（昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力（kW）の値）に比して15%以上の削減を実現する。また、ピーク電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

対象	契約電力	昨年のピーク電力	目標数値	削減幅
秋田合同庁舎	7.0kW ※1	6.4kW ※2	5.4kW 以下 ※3	▲ 1.0kW 以上

※1 合庁契約電力 181kW×3.91%（電気料分担率）＝7.0kW

※2 平成22年9月3日に記録。164kW×3.91%（電気料分担率）＝6.4kW

※3 6.4kW×（1-0.15）＝5.4kW（小数点第2位切捨て）

2 節電に係る具体的取組

(1) ピーク電力抑制の考え方

事務所においては、これまで、地球温暖化の防止や省エネルギーの観点から、昼間休憩時間の照明器具の消灯、電化製品のこまめな電源切断、省電力機器の導入等ハード・ソフト対策を講じてきた。

しかしながら、今年度は、昨年度に比べて職員数が8名増加したことに伴い、夏期には相当程度の電力を消費することが考えられることから、ピーク電力を抑制するため、以下の節電対策を基本に、15%以上の削減目標を達成することとする。

(2) 具体的な節電対策

職員の勤務環境等に配慮した上で、事務機器等の使用を可能な限り見直し、目標の消費電力内に収めることを可能とする。

〈夏季の節電対策：昨年のピーク電力記録時（9月3日）との比較〉

用途区分	対象機器	対策	節電効果 (推計)
照明	事務室照明	職員数8名増加（16本）	0.64kw
事務機器	パソコン	職員数8名増加（8台）	0.52kw
	パソコン	原票照会システム用パソコン増（1台）	0.05kw
	プリンター	原票照会システム用プリンター増（1台）	0.80kw
	カラープリンター	使用停止（1台）	▲ 1.40kw
その他	電気ポット	使用停止（1台）	▲ 0.91kw
	コーヒーメーカー	使用停止（1台）	▲ 1.00kw
計			▲ 1.30kw

(3) 更なる節電に向けて

目標達成を確実なものとし、更なるピーク電力の削減に向けて、入居官庁の相互協力の下、

職員各自は、以下のような節電対策に取り組む。

また、使用最大電力の抑制対策が不十分な場合は、照明等の削減が可能となるよう、勤務時間の弾力化等についても検討し、全体としてピーク時の使用最大電力を一定レベル以下に抑制できるように努める。

- ・ すべてのパソコンを省エネ設定にするとともに、未使用時のシャットダウンを徹底
- ・ プリンター、コピーの必要最低限の使用
- ・ 事務室内コンセントに扇風機等の接続を禁止
- ・ 室内照明を必要最低限とし、こまめに消灯 等

3 進捗管理の実施

使用電力の削減を確実にするため、合同庁舎の管理官署と電力使用量の進捗管理（1時間単位の使用電力(kW)の把握）について情報共有を図ることにより、職員の節電意識の向上を図る。

2 1. 東北管区行政評価局（山形事務所）

1 節電に係る数値目標

ピーク期間・時間帯（7月～9月（平日）の9時～20時）における使用最大電力（以下「ピーク電力」という。）を基準電力値（昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力（kW）の値）に比して15%以上の削減を実現する。また、ピーク電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

対象	契約電力	昨年のピーク電力	目標数値	削減幅
山形地方合同庁舎	12.3kW ※1	12.3kW ※2	10.4kW 以下 ※3	▲ 1.9kW 以上

※1 合庁契約電力 136kW×9.05%（電気料分担率）＝12.3kW（小数点第2位以下切捨て）

※2 平成22年8月23日に記録。136kW×9.05%（電気料分担率）＝12.3kW（小数点第2位以下切捨て）

※3 12.3kW×（1-0.15）＝10.4kW（小数点第2位切捨て）

2 節電に係る具体的取組

(1) ピーク電力抑制の考え方

山形行政評価事務所では、これまで、地球温暖化の防止や省エネルギーの観点から、不要な照明の消灯等の省エネ対策を講じてきた。

しかしながら、夏期には空調運転等で相当程度の電力を消費すると考えられることから、ピーク電力を抑制するため、合同庁舎管理官署が中心となって取り組む節電実行計画を基本として、以下の節電対策に取り組み、15%以上の削減目標を達成することとする。

(2) 具体的な節電対策

勤務環境等に配慮した上、空調、照明等の運用をできる限り見直し、目標の消費電力内に収めることを可能とする。

合同庁舎管理者側において、空調の温度設定、共用部分の事務照明の消灯及び昇降機（エレベーター）の運行制限等を行い、節電対策を行う。また、当事務所独自で取り組む対策としては、以下のとおりである。

用途区分	対象機器	対策	節電効果 (推計)
照明	事務室内照明	消灯（36W×30本）	▲ 1.08kW
事務機器	パソコン	ディスプレイ輝度調整	▲ 0.10kW
	シュレッダー	停止	▲ 0.61kW
その他	電気ポット・電子レンジ等電気機器	使用停止及び使用制限	▲ 0.11kW
計			▲ 1.90kW

(3) 更なる節電に向けて

目標達成を確実なものとし、更なるピーク電力の削減に向けて、以下のような節電対策に取り組む。

- ・ クールビズの徹底
- ・ 超過勤務の一層の縮減、定時退庁の推進
- ・ すべてのパソコンを省エネ設定にするとともに、未使用時のシャットダウンを徹底
- ・ 使用していない電気機器の電源プラグを抜くこと等による待機電力の削減
- ・ プリンター、コピーの必要最低限の使用
- ・ 昼休み時間中の消灯はもちろんのこと、事務室内照明の使用は必要最低限とし、こまめに消灯
- ・ ブラインドの利用による遮熱 等

3 進捗管理の実施

事務所における使用電力の削減を確実にするため、合同庁舎管理者に対し、電力使用量の進捗管理（使用電力(kW)の把握）を実施依頼し、適宜、入居官庁と情報共有を図ることにより、職員の節電意識の向上を図る。

2 2. 東北管区行政評価局（福島事務所）

1 節電に係る数値目標

ピーク期間・時間帯（7月～9月（平日）の9時～20時）における使用最大電力（以下「ピーク電力」という。）を基準電力値（昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力（kW）の値）に比して15%以上の削減を実現する。また、ピーク電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

対象	契約電力	昨年のピーク電力	目標数値	削減幅
福島合同庁舎	17.2kW	17.2kW ※1	14.6kW 以下 ※2	▲ 2.6kW 以上

※1 合庁契約電力 216kW×7.99%（電気料分担率）=17.2kW

※2 平成22年9月6日に記録

※3 $17.2\text{kW} \times (1-0.15) \doteq 14.6\text{kW}$ （小数点第2位切捨て）

2 節電に係る具体的取組

(1) ピーク電力抑制の考え方

事務所においては、これまで、地球温暖化の防止や省エネルギーの観点から、昼間休憩時間の照明器具の消灯、電化製品のこまめな電源切断、省電力機器の導入等ハード・ソフト対策を講じてきた。

しかしながら、夏期には空調運転等で相当程度の電力を消費すると考えられることから、ピーク電力を抑制するため、以下の節電対策を基本に、15%以上の削減目標を達成することとする。

(2) 具体的な節電対策

勤務環境等に配慮した上で、照明等の運用をできる限り見直し、目標の消費電力内に収めることを可能とする。

〈夏季の節電対策：昨年のピーク電力記録時（9月6日）との比較〉

用途区分	対象機器	対策	節電効果 (推計)
照明	事務照明	蛍光管間引き（52本）	▲ 2.08kW
機器類	電気ポット	停止（1台）	▲ 0.02kW
	コーヒーマーカー	停止（1台）	▲ 0.04kW
	パソコン	ディスプレイ輝度調整（38台）	▲ 0.22kW
	プリンター	停止（1台）	▲ 0.25kW
計			▲ 2.61kW

(3) 更なる節電に向けて

目標達成を確実なものとし、更なるピーク電力の削減に向けて、入居官署の相互協力の下、職員各自は、以下のような節電対策に取り組む。

また、使用最大電力の抑制対策が不十分な場合は、勤務時間の弾力化等についても検討し、

全体としてピーク時の使用最大電力を一定レベル以下に抑制できるように努める。

- すべてのパソコンを省エネ設定にするとともに、未使用時のシャットダウンを徹底
- プリンター、コピーの必要最低限の使用
- 室内照明を必要最低限とし、こまめに消灯等

3 進捗管理の実施

事務所における使用電力の削減を確実にするため、庁舎管理官署（福島地方法務局）が電力使用量の進捗管理（1時間単位の使用電力(kW)の把握）を実施するよう依頼し、適宜、庁舎管理庁と情報共有を図ることにより、職員の節電意識の向上を図る。

23. 年金記録確認中央第三者委員会及び関東管区行政評価局（年金記録確認東京地方第三者委員会小石川事務室）

年金記録確認中央第三者委員会及び関東管区行政評価局（年金記録確認東京地方第三者委員会小石川事務室）（以下単に「小石川事務室」という。）については、同じ民間ビルに入居していることから一体として計画を策定している。

1 節電に係る数値目標

ピーク期間・時間帯（7月～9月（平日）の9時～20時）における使用最大電力（以下「ピーク電力」という。）を基準電力値（昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力（kW）の値）に比して15%以上の削減を実現する。また、ピーク電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

対象	契約電力	昨 年 の ピーク電力	目標数値	削減幅
年金記録確認中央第三者委員会 及び 関東管区行政評価局 (年金記録確認東京地方第三者委小石川)	133.7kW ※1	133.7kW ※2	113.6kW 以下 ※3	▲20.1kW 以上

※1 当局は、民間ビル入居の官署であるため、入居民間ビルの契約電力422kWのうち、共用部分の按分及び専用部分により算出

※2 平成22年8月に記録（日付不明）

※3 $133.7\text{kW} \times (1 - 0.15) \doteq 113.6\text{kW}$ （小数点第2位切捨て）

2 節電に係る具体的取組

(1) ピーク電力抑制の考え方

小石川事務室においては、これまで、地球温暖化の防止や省エネルギーの観点から、ビル管理会社の各種取組に協力するとともに、独自に室内の空調、照明やOA機器についての省エネルギー対策を講じてきた。特に、計画停電以降実施している節電対策の徹底により、ピーク電力は減少し、本年4月期においては57kW前後で推移している。

しかしながら、夏期には空調運転等で電力消費が高まると考えられることから、ピーク電力を抑制するため、以下の節電対策を講じ、15%以上の削減目標を達成することとする。

(2) 具体的な節電対策

職員の勤務環境等に配慮した上で、空調、照明等の使用を可能な限り見直し、目標の消費電力内に収めることを可能とする。

< 昨年のピーク電力との比較 >

用途区分	対象機器	対策	節電効果 (推計)
空調	空調機（室内機）	稼働台数 10 台減	▲ 2.70kw
		運転モードの切替え及び設定温度（28℃）徹底 12 台	▲ 0.48kw
	空調機（室外機）	省エネ設定	▲ 3.10kw
	空気清浄機	稼働台数 4 台	▲ 0.17kw
照明	事務室照明	消灯、間引き（224 本）	▲ 8.94kw
事務機器	複合機	稼働台数 3 台減	▲ 0.46kw
	シュレッダー	稼働台数 2 台減	▲ 0.64kw
	P C	稼働台数 11 台減	▲ 0.20kw
その他	電気ポット・冷蔵庫・自動販売機・コーヒーマシン等	使用停止及び制限	▲ 3.42kw
計			▲ 20.11kw

(3) 更なる節電に向けて

更なるピーク電力の削減を行い、目標達成を確実なものとするため、ビル管理会社の協力を得つつ、小石川事務室全体として以下の対策に取り組む。

- すべてのパソコンを省エネ設定にするとともに、未使用時のスリープモード設定、シャットダウンを徹底
- コピー機の必要最低限の使用
- シュレッダーの稼働台数半減
- トイレの温水洗浄便座機能及びジェットタオルの使用制限
- 電子レンジ及び電気ポットの使用制限
- クールビズの一層の促進
- エレベーターの利用の抑制（階段利用の促進）
- ブラインドの利用による遮熱

3 進捗管理の実施

小石川事務室の入居ビルには1時間単位の使用電力値を把握できる体制、設備が整っておらず、電力会社の月間使用最大電力量のデータを事後的に把握することしかできない。このため、毎月のピーク値の把握を行うことにより目標達成を検証し、節電実行計画の確実な実施をもって、削減目標を達成することとする。

2.4. 関東管区行政評価局（茨城事務所）

1 節電に係る数値目標

ピーク期間・時間帯（7月～9月（平日）の9時～20時）における使用最大電力（以下「ピーク電力」という。）を基準電力値（昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力（kW）の値）に比して15%以上の削減を実現する。また、ピーク電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

対象	契約電力	昨年のピーク電力	目標数値	削減幅
水戸地方合同庁舎	18.8kW ※1	18.8kW ※2	15.9kW 以下 ※3	▲ 2.9kW 以上

※1 当事務所は、水戸地方合同庁舎の入居官署であるため、同合同庁舎の契約電力（66kW）に面積割合（28.45%）を乗じて算出。

※2 平成22年7月5日に記録。庁舎全体のピーク時電力使用量（66kW）に面積割合を乗じて算出

※3 $18.78\text{kW} \times (1-0.15) = 15.9\text{kW}$ （小数点第2位切捨て）

2 節電に係る具体的取組

(1) ピーク電力抑制の考え方

当事務所では、地球温暖化の防止や省エネルギーの観点から、これまで、共用部分（廊下、階段、トイレ等）の照明のセンサーによる自動点滅化等合同庁舎管理官署（関東農政局茨城農政事務所）の各種取組に積極的に協力するとともに、昼休み時間における事務室照明の消灯、省電力機器の導入等ハード・ソフト両面での対策を講じてきた。

しかしながら、夏期においては空調運転等で電力消費が高まると考えられることから、ピーク電力を抑制するため、以下の節電対策を基本に15%以上の削減目標を達成することとする。

(2) 具体的な節電対策

職員の勤務環境等に配慮した上、合同庁舎管理官署及び他の入居官署と協調しつつ、以下の対策を講じる。

用途区分	対象機器	対策	節電効果 (推計)
空調	空調設備	冷房運転中の室温 28℃の徹底	▲ 1kW
照明	事務室照明	蛍光管の間引き、必要な範囲での点灯、昼休み時間における消灯の徹底等	▲ 1kW
	廊下等照明	昼間は常時消灯	
事務機器	パソコン	省エネ設定、スリープモードの活用 未使用時のシャットダウンの励行	▲ 1kW
	プリンター・複合機	FAX機能のあるものを除き、長時間使用しない場合には、主電源を切る	
その他機器	テレビ DVDレコーダー等	待機電力節減のため、コンセントからプラグを抜く	
計			▲ 3kW

(3) 更なる節電に向けて

目標達成を確実なものとし、更なるピーク電力の削減に向けて、職員各自に対する電力削減の意識の向上を図るとともに、以下のような節電対策に取り組む。

- ・ 残業等による正規の時間外に室内照明を利用する際は、使用箇所を必要最低限とする。
- ・ 個人用扇風機（コンセント使用、パソコンのUSBに接続するもの）の使用を控える。
- ・ 電気ポット、コーヒーマーカー等の最小限の使用（電気ポットについては、ガスコンロで沸騰させた湯を利用し、再沸騰を禁止するなど）。
- ・ 冷蔵庫は、温度を「弱」に設定する。
- ・ クールビズの徹底 等

3 進捗管理の実施

管理官署において、電力使用量の進捗管理（30分単位の使用電力(kW)の把握）を実施して、職員に情報を提供するなど、情報共有を図ることにより、職員の節電意識の向上を図る。

25. 関東管区行政評価局（栃木事務所）

1 節電に係る数値目標

ピーク期間・時間帯（7月～9月（平日）の9時～20時）における使用最大電力（以下「ピーク電力」という。）を基準電力値（昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力（kW）の値）に比して15%以上の削減を実現する。また、ピーク電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

対象	契約電力	昨年のピーク電力	目標数値	削減幅
宇都宮地方合同庁舎	21.4kW ※1	21.4kW ※2	18.2kW 以下 ※3	▲ 3.2kW 以上

※1 入居官署ごとの使用電力は、庁舎内に入居官署別の電力計を有していないことから、合同庁舎分担金の分担割合に応じて計算。宇都宮地方合同庁舎の契約電力は94kW、分担率は22.8%であり、栃木行政評価事務所分は $94 \times 0.228 = 21.432 \text{ kW} \approx 21.4 \text{ kW}$ （小数点第2位切捨て）となる。

※2 平成22年7月29日及び9月8日に記録。庁舎全体のピーク時電力使用量(94kW)に分担割合を乗じて算出

※3 $94 \times 0.228 \times (1 - 0.15) = 18.2 \text{ kW}$ （小数点第2位切捨て）

2 節電に係る具体的取組

(1) ピーク電力抑制の考え方

栃木行政評価事務所においては、これまで、地球温暖化の防止や省エネルギーの観点から、省電力機器の導入、昼休時間帯の照明器具の消灯、電化製品のこまめな電源切断等の省エネ対策を講じてきた。特に、計画停電以降実施している節電対策の徹底により、ピーク電力は減少し、本年4月期（平日）は庁舎全体で昨年同月期73kWに対し60kW、栃木行政評価事務所分では昨年同月期15.3kWに対し13.7kW前後で推移している。

しかしながら、夏期には空調運転等で相当程度の電力を消費すると考えられることから、ピーク電力を抑制するため、以下の節電対策を基本に、15%以上の削減目標を達成することとする。

(2) 具体的な節電対策

勤務環境等に配慮した上、空調、照明等の運用をできる限り見直し、目標の消費電力内に収めることを可能とする。

合同庁舎管理者は、共用部分の照明の減灯、空調の起動時間の調節等により節電対策を講じることとしているほか、現在、空調設備が設置されている機械室内にあるデマンドコントロール機器を合同庁舎管理者の事務室内に移設し、ピーク時電力を削減目標値以下に設定し、当該設定値を超える電力を検知した場合には警報により合同庁舎管理者の職員が対応する仕組みにより、ピーク時電力を監視するとしている。

また、デマンドコントロール機器が設定値を超える電力を検知した場合には、相当程度の電力を消費する空調設備の稼働を手動で停止することにより、ピーク時電力を抑制する予定である。

このほか、当事務所独自で取り組む対策としては、以下のとおりである。

〈夏季の節電対策〉

用途区分	対象機器	対策	節電効果 (推計)
照明	照明	消灯 (36W×22 本)	▲0.79kW
事務機器	プリンター	停止 (1 台)	▲0.30kW
	PC	省エネモード設定(25 台)	▲0.25kW
その他	電気ポット等	停止 (半減)	▲0.50kW
	庁舎供用部分	消灯等	▲1.36kW
計			▲3.20kW

(3) 更なる節電に向けて

目標達成を確実なものとし、更なるピーク電力の削減に向けて、入居官庁の相互協力の下、職員各自は、以下のような節電対策に取り組む。

- ・ パソコンの未使用時のシャットダウンを徹底
- ・ プリンター、コピー、シュレッダーの必要最低限の使用
- ・ 室内照明の間引き等により必要最低限とし、こまめに消灯 等

3 進捗管理の実施

栃木行政評価事務所における使用電力の削減を確実にするため、合同庁舎管理者において電力使用量の進捗管理（1時間単位の使用電力(kW)の把握）を実施し、適宜、合同庁舎連絡会議（幹事会）等を開催し入居官庁と情報共有を図ることにより、職員の節電意識の向上を図る。

26. 関東管区行政評価局（群馬事務所）

1 節電に係る数値目標

ピーク期間・時間帯（7月～9月（平日）の9時～20時）における使用最大電力（以下「ピーク電力」という。）を基準電力値（昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力（kW）の値）に比して15%以上の削減を実現する。また、ピーク電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

対象	契約電力	昨年のピーク電力	目標数値	削減幅
群馬地方合同庁舎	20.0kW	21.0kW ※1	17.0kW 以下 ※2	▲ 4kW 以上

※1 平成22年8月12日に記録

※2 $21\text{kW} \times (1 - 0.15) \doteq 17.8\text{kW}$ （小数点第2位切捨て） $< 17\text{kW}$ （19%）

注）群馬行政評価事務所は、前橋合同庁舎（群馬行政評価事務所のほか、前橋財務事務所、前橋地方方法務局、前橋防衛事務所、東京税関前橋出張所が入居）に入居しているため、同庁舎における事務所の数値目標を記載した。

2 節電に係る具体的取組

(1) ピーク電力抑制の考え方

群馬行政評価事務所においては、これまで、地球温暖化の防止や省エネルギーの観点から、昼間休憩時間の照明器具の消灯、電化製品のこまめな電源切断、省電力機器の導入等ハード・ソフト対策を講じてきた。

しかしながら、夏期には空調運転等で相当程度の電力を消費すると考えられることから、ピーク電力を抑制するため、以下の節電対策を基本に、15%以上の削減目標を達成することとする。

(2) 具体的な節電対策

勤務環境等に配慮した上、照明等の運用をできる限り見直し、目標の消費電力内に収めることを可能とする。

〈夏季の節電対策：昨年のピーク電力記録時（8月12日）との比較〉

用途区分	対象機器	対策	節電効果 (推計)
照明	事務照明	蛍光管間引き（49本）	▲ 1.72kW
機器類	電気ポット	停止（2台）	▲ 0.04kW
	コーヒーマーカー	停止（2台）	▲ 0.04kW
	プリンター	停止（4台）	▲ 0.24kW
	コピー機	停止（1台）	▲ 0.1kW
	LAN端末	スリープ・照度の設定	▲ 0.31kW
	扇風機	停止（10台）	▲ 0.2kW
合同庁舎 共用部分	エレベーター	職員原則使用不可（1機）	▲ 1.35kW
	自動ドア	停止（1台）	

	共用部分照明	消灯（廊下、トイレ等）	
	共用会議室	照明 1/2 消灯	
	冷水機	停止（4台）	
	自動販売機	消灯（2台）	
	トイレ便座	暖房停止（全機）	
	喫煙室空気清浄機	停止（1台）	
計			▲ 4.00kW

この結果、想定ピーク電力は、17kW（21kW－4kW）となる。

なお、事務所は合同庁舎に入居しており、想定ピーク電力 17kW には合同庁舎共用部分で使用する電力量が含まれることから、合同庁舎共用部分における節電効果（推計）も事務所の効果として計上している。

(3) 更なる節電に向けて

目標達成を確実なものとし、更なるピーク電力の削減に向けて、入居官署の相互協力の下、職員各自は、以下のような節電対策に取り組む。

また、使用最大電力の抑制対策が不十分な場合は、勤務時間の弾力化等についても検討し、全体としてピーク時の使用最大電力を一定レベル以下に抑制できるように努める。

- ・ すべてのパソコンを省エネ設定にするとともに、未使用時のシャットダウンを徹底
- ・ プリンター、コピーの必要最低限の使用
- ・ 事務室内コンセントに扇風機等の接続を禁止
- ・ 室内照明を必要最低限とし、こまめに消灯 等

3 進捗管理の実施

事務所における使用電力の削減を確実にするため、庁舎管理庁（前橋財務事務所）が電力使用量の進捗管理（1時間単位の使用電力(kW)の把握）を実施する。適宜、入居官署として庁舎管理庁と情報共有を図ることにより、職員の節電意識の向上を図る。

27. 関東管区行政評価局（千葉事務所）

1 節電に係る数値目標

ピーク期間・時間帯（7月～9月（平日）の9時～20時）における使用最大電力（以下「ピーク電力」という。）を基準電力値（昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力（kW）の値）に比して15%以上の削減を実現する。また、ピーク電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

対象	契約電力	昨年のピーク電力	目標数値	削減幅
千葉地方合同庁舎	15.0kW	15.0kW ※1	12.7kW 以下 ※2	▲ 2.3kW 以上

※1 平成22年7月26日に記録

※2 $15\text{kW} \times (1 - 0.15) \doteq 12.7\text{kW}$ （小数点第2位切捨て）

2 節電に係る具体的取組

(1) ピーク電力抑制の考え方

事務室においては、これまで、省エネルギーの観点から、不要な照明は消灯していた。しかしながら、夏期には空調運転等で相当程度の電力を消費すると考えられることから、ピーク電力を抑制するため、電力の使用割合が高く、庁舎管理者側で確実に制御・管理ができる以下の節電対策を基本に、15%以上の削減目標を達成することとする。

(2) 具体的な節電対策

勤務環境等に配慮した上、照明等の運用をできる限り見直し、目標の消費電力内に収めることを可能とする。

〈夏季の節電対策：昨年のピーク電力記録時（7月26日）との比較〉

用途区分	対象機器	対策	節電効果 (推計)
照明	事務照明	消灯 26 本	▲ 1.04kW
その他	電気ポット	停止	▲ 0.99kW
	扇風機 6 台	停止	▲ 0.27kW
計			▲ 2.3kW

(3) 更なる節電に向けて

目標達成を確実なものとし、更なるピーク電力の削減に向けて以下の取り組みに努める。

- ・ すべてのパソコンを省エネ設定にするとともに、未使用時のシャットダウンを徹底
- ・ プリンター、コピーの必要最低限の使用
- ・ 事務室内コンセントに扇風機等の接続を禁止
- ・ 室内照明を必要最低限とし、こまめに消灯 等

3 進捗管理の実施

管理官署において電力使用量の進捗管理（1時間単位の使用電力(kW)の把握）を実施し、入居官庁と情報共有を図ることにより、職員の節電意識の向上を図る。

28. 関東管区行政評価局（東京事務所）

1 節電に係る数値目標

ピーク期間・時間帯（7月～9月（平日）の9時～20時）における使用最大電力（以下「ピーク電力」という。）を基準電力値（昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力（kW）の値）に比して15%以上の削減を実現する。また、ピーク電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

対象	契約電力	昨年のピーク電力	目標数値	削減幅
新宿地方合同庁舎	32.1kW ※1	31.6kW ※2	26.8kW 以下 ※3	▲ 4.8kW 以上

※1 合庁契約電力 64kW×東京行政評価事務所分（面積割合 0.5017）＝32.109kW≒32.1kW

※2 平成22年8月に記録。算出は、合庁ピーク電力 63kW×東京行政評価事務所分（面積割合 0.5017）＝31.607kW≒31.6kW

※3 31.6kW×（1-0.15）≒ 26.8kW（小数点第2位切捨て）

2 節電に係る具体的取組

(1) ピーク電力抑制の考え方

東京行政評価事務所においては、これまで、地球温暖化の防止や省エネルギーの観点から、省エネ対策等を講じてきた。特に、計画停電以降実施している節電対策の徹底により、ピーク電力は減少し、本年4月期（平日）は22kW前後で推移している。

しかしながら、夏期には空調運転等で相当程度の電力を消費すると考えられることから、ピーク電力を抑制するため、以下の節電対策を基本に、15%以上の削減目標を達成することとする。

(2) 具体的な節電対策

勤務環境等に配慮した上、空調、照明等の運用をできる限り見直し、目標の消費電力内に収めることを可能とする。

合同庁舎管理者側において、空調の温度設定、共用部分の事務照明の消灯及び昇降機（エレベーター）の停止を行い節電対策を行う。また、当事務所独自で取り組む対策としては、以下のとおりである。

用途区分	対象機器	対策	節電効果 (推計)
照明	事務照明	消灯（2本×10箇所）	▲ 0.88kW
空調	単独エアコン	停止（2台）	▲ 2.45kW
その他	電気ポット等	停止	▲ 1.6kW
計			▲ 4.93kW

（注）上記の他、空調機は合同庁舎管理者において節電対策を行うこととしている。なお、合同庁舎管理者は空調機の節電効果の推計は未算出であるとしている。

(3) 更なる節電に向けて

目標達成を確実なものとし、更なるピーク電力の削減に向けて、入居官庁の相互協力の下、職員各自は、以下のような節電対策に取り組む。

また、使用最大電力の抑制対策が不十分な場合は、フロア単位での空調、照明等の削減が可能となるよう、勤務時間の弾力化等についても検討し、全体としてピーク時の使用最大電力を一定レベル以下に抑制できるように努める。

- ・ すべてのパソコンを省エネ設定にするとともに、未使用時のシャットダウンを徹底
- ・ プリンター、コピーの必要最低限の使用
- ・ 室内照明を必要最低限とし、こまめに消灯 等

3 進捗管理の実施

事務所における使用電力の削減を確実にするため、合同庁舎管理者において電力使用量の進捗管理（使用電力(kW)の把握）を実施依頼し、適宜、入居官庁と情報共有を図ることにより、職員の節電意識の向上を図る。

29. 関東管区行政評価局（神奈川事務所）

1 節電に係る数値目標

今夏期は、ピーク期間・時間帯（7月～9月（平日）の9時～20時）における電気機器の使用を制限し、ピーク電力を15%以上抑制する。

対象	契約電力	昨年のピーク電力	目標数値	削減幅
横浜地方合同庁舎	74.0kW	74.0kW ※1	62.9kW 以下 ※2	▲ 11.1kW 以上

※1 平成22年7月22日に記録。入居官署ごとの使用電力は、施設内に入居官署別の電力計を有していないことから、月々の使用電力量及び電気料金は入居官署の専用面積割に応じて請求。

※2 $74\text{kW} \times (1-0.15) \doteq 62.9\text{kW}$ （小数点第2位切捨て）

2 節電に係る具体的取組

当事務所では、これまでも昼休時間中の消灯や退庁時に電気ポットや複写機の電源を切るなどの節電を行ってきたところであるが、更に以下の措置を講じることにより、節電目標の11kwを達成するよう努める。

(1) ピーク時(14:30～15:00)の電力抑制

次のとおり照明及び電気製品の使用を制限する。

用途区分	対象機器	対策	節電効果 (推計)
空調	扇風機	削減（7台）	▲ 0.5kW
照明	事務照明	間引き（137本）	▲ 4.11kW
事務機器	PC	省エネモード設定（150台）	▲ 1.5kW
その他	電気ポット・コーヒーマーカー	使用停止	▲ 5.44kW
計			▲11.55kW

(注) 事務内の蛍光灯は3分の2を消灯（窓からの明かりを最大限活かすこと。）。

(2) 平時における節電対策

ピーク時だけでなく、全体として使用電力量(kwh)を抑制するため、以下の取り組みを行う。

- ・ クールビズの励行。
- ・ 昼休時間中の消灯はもちろんのこと、蛍光灯の使用は必要最小限とする。
- ・ 個人所有の扇風機（コンセント使用、パソコンのUSBからの給電タイプ）の使用を禁止。
- ・ パソコンは省エネモードでの使用を原則とする。
- ・ コーヒーマーカーの使用を禁止とする。
- ・ これまでどおり、退庁時は複写機（FAX付は除く）・プリンターの電源を切断する。
- ・ 室温28℃の励行（合庁管理室に要請）。

3 進捗管理の実施

合同庁舎の管理室に対し、夏期における電力使用実績を庁舎 1 階に掲示するなど、節電の効果が分かる情報の提供を要請する。

30. 関東管区行政評価局（新潟事務所）

1 節電に係る数値目標

新潟地方合同庁舎（管理官署：北陸農政局新潟農政事務所）においては、各フロア毎の電力使用量、ピーク電力の時間帯について把握しておらず、庁舎に設置されている電力計器が視認型のため、一日のピーク電力の時間帯を把握する場合は常に職員がついて計器を確認する必要があり、事実上、把握は困難なものとなっている。時間帯を把握するためには、新たにデマンドシステムを導入する必要があり、導入経費が発生するため新潟農政事務所では当該システムの導入は考えていないとしている。

今回の節電実行基本方針の策定の動きに伴い、管理官署である新潟農政事務所では平成23年4月から毎日のピーク電力値の記録を行っているとしているが、時間帯の把握については、上記のような理由から昨年度のデータが無く、ピーク電力を数値目標とすることは節電効果の検証面からみても困難である。

このため、節電に係る数値目標としては新潟農政事務所と同様に、昨年度において最も消費電力量が多かった平成22年8月の使用電力量を基に、その15%以上の削減を数値目標として定めるとともに、日常的な使用電力の抑制にも積極的に取り組むこととする。

対象	契約電力	昨年の使用最大電力量	目標数値	削減幅
新潟地方合同庁舎	21.8kW	4,659kWh	3,960kWh以下	▲15%以上

※ 契約電力及び使用最大電力量は当事務所の合庁分担金分担率（空調割、25.4%）の数値をもって按分した数値である。なお、庁舎全体における契約電力は86kW、昨年度の使用最大電力量（8月）は、18,342kWhとなっている。

2 節電に係る具体的取組

(1) 節電に当たっての考え方

当合同庁舎の空調設備は古い設備でもあることから、空調機器の部分的な運転停止やフロア毎のオンオフが不可能で設備の柔軟な運用が見込めないため、現状では冷温水発生器の温度設定調整による節電にとどまる。

これに加え、空調設備の定格消費電力（合庁維持管理分担金の空調割分担率をもって定格消費電力を按分）及び当事務所において使用している主な機器の定格消費電力をみると、下表のとおり、空調設備の定格消費電力が81.2%と多くを占めているため、他の機器類の使用を削減しても大幅に消費電力量を削減することは難しい。

ただし、管理官署である新潟農政事務所の統計部は、本年2月末日をもって人員のみ新潟農政事務所の船場町庁舎へ移転しているため、今後使用電力量は減少する見込みであり、事実、本年4月の電力使用量実績（全体）を昨年度と比較すると、平成22年4月の使用電力量が8,279kWhなのに対し、本年4月は4,152kWhとほぼ半減（50.2%）している。

当事務所における主な機器類の定格消費電力

機器類	定格消費電力
庁舎空調機	99.06kW (390kW×25.4% (空調割分担率))
複合機 (富士ゼロックス) ①5400×2 ②4300 ③250	4.00kW (@2.0kW) 1.30kW 1.40kW
LANプリンター ①6220×2台	1.76kW (@0.88kW)
ファイルサーバー ①ファイルサーバー ②ルーター ③スイッチングハブ ④無停電電源装置	0.65kW (富士通 PRIMERGY RX300S4) 0.10kW (@0.05kW Cisco 1812J×2台) 0.08kW (Cisco Catarist2960) 0.07kW (通常時(APC Smart UPS-1500))
LAN 端末 ①常勤職員 (富士通 C8240) ②非常勤 (NEC VersaPro)	1.22kW (@0.087kW(最大構成時)×14人) 2.97kW (@0.09kW(最大構成時)×33人)
社会保険システム ①ノートPC (富士通 B8240) ②レーザープリンター×1台	0.05kW (@0.023×2台) 0.88kW
蛍光灯 (3F 事務室) 蛍光灯 (部会室) 蛍光灯 (所長室)	3.00kW (@0.04kW×75本) 0.48kW (@0.04kW×12本) 0.48kW (@0.04kW×12本)
扇風機	0.15kW (@0.037kW×4台)
電話交換機 ①事務所 (NTTα II-S タイプ) ②第三者 (光電話 ET-24iz II)	0.23kW 0.10kW
ポット 3台	2.72kW (@0.905kW×3個)
スモーキングテーブル	0.09kW
合計定格消費電力	120.79kW

※ 除外分 (待機電流は無視)

- ① テレビ (通常は OFF のため)
- ② 資料室蛍光灯 (通常は消灯のため)
- ③ 印刷機 (相談週間等以外は使用しないため)
- ④ 製本機 (使用は月 2 回程度のため)
- ⑤ 掃除機 (普段は使用しないため)
- ⑥ シュレッダー (連続使用の頻度は比較的少ないため)

(2) 具体的な節電対策

上記のような状況を踏まえた上で、庁舎空調を除いた機器類の定格消費電力を基にした削減可能電力量を算出すると、下表のとおり約 5.2%の削減量と見積もられる。

また、庁舎空調及び共用部分に係る新潟農政事務所の節電計画では、空調設備の冷温水発生機の温度設定調整により 100kW、庁舎内照明の消灯・外灯の点灯時間短縮により 800kW の節電効果（目標推計値）を試算しており、仮に庁舎空調の目標推計値のみを採用した場合でも、節約後の按分消費電力は 73.66kW（(390kW-100kW) × 25.4%）となり、差し引き 25.4kW の節減（21.0%減）で、上記機器類の削減量 5.2%と合わせれば当事務所における削減電力量の見込みは 26.2%となる。

さらに、①全ての LAN 端末について、昼休み等に長時間使用しない場合は電源オフを徹底する、②冷蔵庫の設定温度を中にする、③昼休み時間は全消灯し、不要な照明をこまめに消灯する、④定時退庁日（毎週水曜日及び金曜日）における定時退庁を徹底し、やむを得ず超過勤務を行う場合は必要な照明以外の消灯及び不要な機器類の電源オフを心がける、⑤印刷は両面印刷で行い可能な場合は集約印刷も行うなどの節電対策を講じ、さらに使用電力量の削減を図る。

この他、共用部分において、①トイレの温水式便座の使用をコンセントの抜き差しを行ってトイレ使用時のみにする、②廊下の蛍光灯は雨天又は曇天時以外全て消灯する、③昇降機はなるべく使わず階段を使用するなどの節電対策を講じ、さらなる使用電力量の削減を図る。

機器類の定格消費電力を基にした当事務所として削減可能な電力量

用途区分	対象機器	節電対策	時期	節電効果
機器類	LAN 端末	マイクロソフトの節電プログラムの導入（30%減）	通年	▲1.26kW
	LAN プリンター	LAN プリンターを一日交替で電源を落とし、使用時間を半減させる。（50%減）	夏期	▲0.88kW
照明	所長室蛍光灯	常時消灯（0.04kW×8 本）	通年	▲0.32kW
	事務室蛍光灯	常時消灯（0.04kW×25 本）	通年	▲1.00kW
その他	ポット	使用中止	夏期	▲2.72kW
	スモーキングテーブル	庁舎禁煙化により使用中止	通年	▲0.09kW
計				▲6.27kW（5.2%減）

※ 削減率は、上記 2 の定格消費電力の合計に対する比率

新潟農政事務所の節電計画（空調及び共用部分を抜粋）

用途区分	対象機器	節電対策	節電効果
空調	空調施設	（直接節電効果があるもの） ・室内温度が 28 度以下にならないよう冷温水発生機の温度設定を調整する。 ・独自空調の電源は、必要時に ON にする。 （間接的に節電効果があるもの） ・ブラインド等の使用により直射日光の日差しを遮る。 ・早朝時に窓を全開にして暖かい空気の排出（循環）を行う。 ・服装に関してはクールビズの実施	▲100kW

共用部分	玄関ホール	基本消灯状態とする。点灯する場合は一部のみ	▲800kW
	階段	基本消灯状態とする。点灯する場合はメイン階段のみ	
	廊下	基本消灯状態とする。点灯する場合は一部のみ	
	トイレ	消灯状態とする。使用する場合に一部点灯（便座の使用は禁止）	
	会議室	基本消灯状態とする。使用する場合に一部点灯	
	エレベーター	週に2日くらい停止を実施	
	外灯	防犯上影響のない場所の消灯。点灯時間の短縮	

3 進捗管理の実施

当庁舎において、常時電力使用量をモニタリングすることは難しいため、毎月の電力使用量を昨年度実績と比較し、削減目標の達成状況とその都度確認する。

また、毎月の使用電力量及び昨年度の実績との比較表を作成し、幹部会で配布し周知することで各職員の節電意識の徹底を図る。

加えて、合同庁舎連絡会議の場を活用し、管理官署及び他の入居官署との情報共有を図った上で、一体的に節電実行計画を実施するよう務める。

3 1. 関東管区行政評価局（山梨事務所）

1 節電に係る数値目標

ピーク期間・時間帯（7月～9月（平日）の9時～20時）における使用最大電力（以下「ピーク電力」という。）を基準電力値（昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力（kW）の値）に比して15%以上の削減を実現する。また、ピーク電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

対象	契約電力	昨年のピーク電力	目標数値	削減幅
山梨地方合同庁舎	19.1kW ※1	17.6kW ※2	14.9kW 以下 ※3	▲ 2.7kW 以上

※1 合庁契約電力 142kW×13.49%（電気料分担率）＝19.1kW

※2 平成22年8月2日に記録。131kW×13.49%（電気料分担率）＝17.6kW

※3 17.6kW×（1-0.15）＝14.9kW（小数点第1位切捨て）

2 節電に係る具体的取組

(1) ピーク電力抑制の考え方

当事務所においても、地球温暖化の防止や省エネルギーの観点から事務照明を一部消灯するなどの措置を講じている。

また、山梨地方合同庁舎（以下「合同庁舎」という。）においては、地球温暖化の防止や省エネルギーの観点から、空調等設備の省エネ対策や省エネ運転等ハード・ソフト対策を講じてきた。

しかしながら、夏期には空調運転等で相当程度の電力を消費すると考えられることから、ピーク電力を抑制するため、電力の使用割合が高く、合同庁舎で確実に制御・管理ができる以下の節電対策を基本に、15%以上の削減目標を達成することとする。

(2) 具体的な節電対策

当時事務所では、事務照明の一部消灯するなどの措置を講じている。

40W 8本消灯

20W 4本消灯

また、合同庁舎においては、エレベーターの停止、非常階段の照明を消灯する等の措置を講じている。

(3) 更なる節電に向けて

目標達成を確実なものとし、更なるピーク電力の削減に向けて、入居官庁の相互協力の下、職員各自は、以下のような節電対策に取り組む。

また、使用最大電力の抑制対策が不十分な場合は、照明等の削減が可能となるよう、勤務時間の弾力化等についても検討し、全体としてピーク時の使用最大電力を一定レベル以下に抑制できるように努める。

- ・ すべてのパソコンを省エネ設定にするとともに、未使用時のシャットダウンを徹底
- ・ プリンター、コピーの必要最低限の使用
- ・ 事務室内コンセントに扇風機等の接続を禁止

- ・ 室内照明を必要最低限とし、こまめに消灯 等

3 進捗管理の実施

使用電力の削減を確実にするため、合同庁舎の管理官署と電力使用量の進捗管理（1時間単位の使用電力(kW)の把握）について情報共有を図ることにより、職員の節電意識の向上を図る。